

国土審議会計画部会 ヒアリング資料

平成19年1月18日

環境省

目次

. 持続可能な国土形成のための基本的視点	1
. 国土形成に係る重要課題と施策の方向	2
国土形成における健全な物質循環の確保	3
環境負荷の少ない持続可能な都市の形成	13
国土を支える健全な生態系の維持形成	17
流域の特性に応じた健全な水循環の確保	27
海洋・沿岸域環境の保全	31
環境保全のための地域づくりと担い手支援	38
社会資本整備における計画段階からの環境配慮	41
アジアにおける環境パートナーシップの強化	44

・持続可能な国土形成のための 基本的視点

地球温暖化対策など
長期的視野に立った対応

長期的視野に立ち、
開始から効果発現
までに時間を要する
抜本的対策を戦略
的に講じる必要

健全な循環の確保

自然界全体の物質
循環(炭素循環、水循
環など)
人間の社会経済活
動を通じた物質循環

「国土の価値」を高める国土・自然の形成

豊かな自然の形成

質の高い生態系ネットワークの形成
豊かな生態系を育む二次的自然等の適切な管理

国土の有効利用

先人が築いてきたストックの有効活用
緑、風、水など「自然資本」の有効活用
負の遺産の処理

地域づくりと参加

環境資源を活かした地域づくり
社会資本整備における計画段階からの環境配慮
(戦略的環境アセスメント)

東アジアを視野に入れた国際的な対応

共通の問題解決プラットフォームの構築、循環型社
会の構築など、特に東アジアを視野に入れた国際的
な対応

. 国土形成に係る重要課題と 施策の方向

考え方

自然の物質循環とその一部を構成する社会経済システムの物質循環との両方を視野に入れ、適正な循環が確保されることが重要。

炭素の循環

炭素は大気、海洋、陸上の生態系、岩石等の間を形態を変えながら循環している。大気中の二酸化炭素濃度を、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼさない水準において安定化させる。

資源の循環

廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分を進めることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する。

その他

森林の適切な管理、耕作放棄地の有効活用等の推進に当たっては、持続的な資源の利用を図るため、バイオマス資源の利活用促進や窒素循環等の物質収支の観点も踏まえる。

施策の方向性

脱温暖化社会の形成

温室効果ガスの排出を削減するため、省CO₂型の地域・都市構造や交通システム、社会経済システムの形成、施設・主体単位対策・施策、機器単位対策・施策を実施する。

バイオマス、太陽光や風力など再生可能エネルギーの導入を促進する。また、農作物や間伐材などの林地残材等地域のバイオマス資源や未利用エネルギー等、地域に応じた特色あるエネルギー資源を効率的に地産地消することにより、分散型エネルギーのネットワークを構築する。

また、森林の整備・保全の推進により温室効果ガスの吸収源の確保を図る。

循環型社会の形成

廃棄物処理法や各種リサイクル法の強化と適切な施行により、3Rの推進と不法投棄の撲滅を図る。

特に、循環型社会の形成を具体的に進めていくための方策として、各種リサイクル施設、エネルギー回収施設、バイオマス利活用施設、最終処分場等からなる地域循環システムを、広域的な観点から、国と地方が一体となって構築していく。

排出量と吸収量のバランス

温室効果ガス濃度安定化のためには、排出量を、今後自然吸収量と同等まで減らす必要がある

現在の排出量は自然吸収量の約2倍にも達している

危険なレベルにならないようにどう栓を締めてゆくか

人為的排出量
63億炭素トン/年
(年1.5 ~ 2ppm増)

危険なレベル2 450 ~ 500ppm

現在 380ppm

工業化

自然の濃度 280ppm

大気中の二酸化炭素

自然の吸収量
31億炭素トン/年

(IPCC第3次評価報告書(2001)より
国立環境研究所・環境省作成)

地球温暖化による避けられない影響

地球温暖化の影響は既に現れていること、今後さらに大きな影響が予想されることが、さまざまな研究によって明らかになっている。

今後予想される影響

世界への影響 (IPCC*第三次評価報告書,2001)

- ・ 21世紀中に9～88センチ海面が上昇
- ・ 洪水・干ばつの増大(異常気象の増大)
- ・ 熱中症による高齢者の死亡、感染症の拡大
- ・ 多くの地域で穀物類の生産量が減少し、食料価格が上昇
- ・ 生物の生息・生育地が失われることによる多くの種の絶滅の危機

*地球温暖化問題について科学的な評価を行う公式の場としてUNEP(国連環境計画)とWMO(世界気象機関)が共同で設置した国際機関。各国の先端の科学者・専門家の検討により科学的、技術的知見を提供。

世界の社会経済に与える影響(スターンレビュー*,2006)

排出削減対策を取らない場合の被害損失は、GDPの5～20%(対策を取った場合のコストは、GDPの1%程度)

*イギリスのスターン博士が、ブラウン財務大臣の依頼を受け、ブレア首相に提出した「気候変動と経済」に関するレビュー(平成18年10月30日公表)

日本における海面上昇の影響

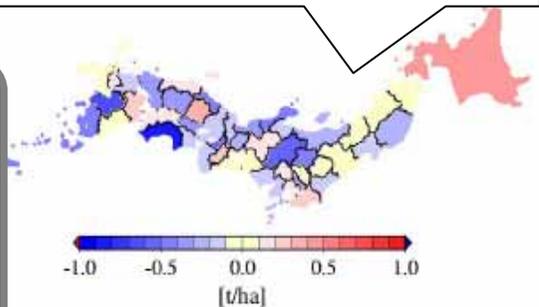
- ・ 1mの上昇で砂浜の90.3%が消失 (三村ら,1996)
- ・ 1m上昇すれば対策費用として11.5兆円必要 (kitajima.et.al,1993)
うち、 港湾施設の対策 7.8兆円
海岸構造物の対策 3.6兆円

日本の農業への影響*

コメの収量変化:

- ・ 北海道で増収するが、西日本を中心として0.5~1.0t/haの減収となる。
- ・ 西日本は、高温の影響、東北は生育期間短縮の影響を受けやすくなる。

北海道では増加、西日本では低下傾向



日本のコメの収量変化の予測

*地球環境研究総合推進費「温暖化の危険な水準および温室効果ガス安定化レベル検討のための温暖化影響の総合的評価に関する研究」(2005-2009) 平成18年度一般公開シンポジウムにおける横沢の資料より

京都議定書目標達成計画

6%削減約束を達成するために必要な対策・施策を盛り込んだ「京都議定書目標達成計画」を2005年4月に閣議決定。

目指す方向

京都議定書の6%削減約束の確実な達成
地球規模での温室効果ガスの長期的・継続的な排出削減

基本的考え方

環境と経済の両立
技術革新の促進
すべての主体の参加・連携の促進
(国民運動、情報共有)
多様な政策手段の活用
評価・見直しプロセスの重視
国際的連携の確保

温室効果ガスの排出抑制・吸収の量の目標^()

区 分	目 標		2010年度現状対策ケース(目標に比べ+12%)からの削減量 2002年度実績(+136%)から経済成長等による増境行対策の継続による削減を見込んだ2010年見込み
	2010年度 排出量 (百万t-CO ₂)	1990年度比 (基準年総排出量比)	
エネルギー起源CO ₂	1,056	+0.6%	4.8%
非エネルギー起源CO ₂	70	0.3%	
メタン	20	0.4%	
一酸化二窒素	34	0.5%	
代替フロン等3ガス	51	+0.1%	
森林吸収源	48	3.9% ^()	(同左) 3.9% ^()
京都メカニズム	20	1.6% [*]	(同左) 1.6% [*]
合 計	1,163	6.0%	1.2%

*削減目標(-6%)と国内対策(排出削減、吸収源対策)の差分

() 温室効果ガス排出・吸収目録の精査により、京都議定書目標達成計画策定時とは基準年(原則1990年)の排出量に変化しているため、今後、精査、見直しが必要。

目標達成のための対策と施策

1. 温室効果ガスごとの対策・施策

- 温室効果ガス排出削減
エネルギー起源CO₂
・技術革新の成果を活用した「エネルギー関連機器の対策」「事業所など施設・主体単位の対策」
・「都市・地域の構造や公共交通インフラを含む社会経済システムを省CO₂型に変革する対策」
非エネルギー起源CO₂(・混合セメントの利用拡大 等)
メタン(・廃棄物の最終処分量の削減 等)
一酸化二窒素(・下水污泥焼却施設等における燃焼の高度化 等)
代替フロン等3ガス(・産業界の計画的な取組、代替物質等の開発 等)
- 森林吸収源(・健全な森林の整備、国民参加の森林づくり 等)
- 京都メカニズム(・海外における排出削減等事業を推進)

2. 横断的施策

排出量の算定・報告・公表制度
事業活動における環境への配慮の促進
サマータム
国民運動の展開
ポリシーミックスの活用
(・環境税 ・国内排出量取引制度 等)

3. 基盤的施策

排出量・吸収量の算定体制の整備
技術開発、調査研究の推進
国際的連携の確保、国際協力の推進

推進体制等

毎年の施策の進捗状況等の点検、**2007年度の計画の定量的な評価・見直し**
地球温暖化対策推進本部を中心とした計画の着実な推進

平成18年10月27日の中央環境審議会から評価・見直しを開始

バイオマスエネルギーの導入加速化戦略

経済成長戦略大綱に位置づけられた、**バイオマスエネルギーの導入加速化**に関する施策を強力に推進。脱化石燃料社会への第1歩であり、自動車を保有する国民誰もが参加出来るバイオエタノール等の**輸送用エコ燃料の大規模導入**により、温暖化対策と国民の意識改革を促進。

エタノール3%混合ガソリン(E3)の本格展開
(大都市圏での展開 + 沖縄宮古島等)

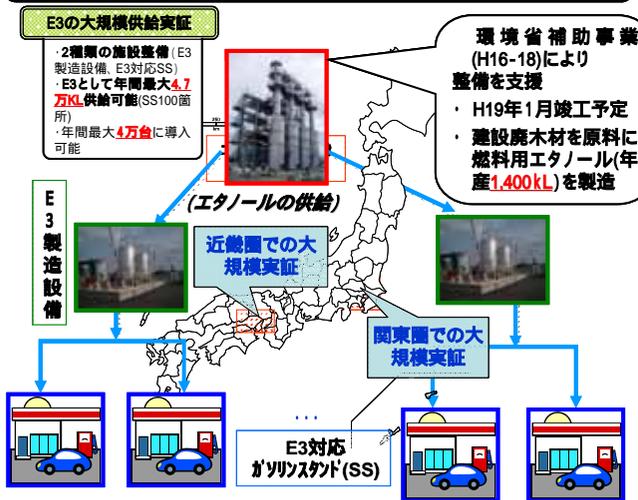
エタノール10%混合ガソリン(E10)対応の促進
(早期の実証によるE10導入環境の整備)

木質バイオマスのエネルギー利用の促進
(林業地域への積極的な展開)

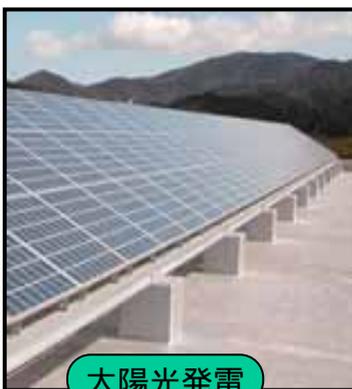
多様なバイオマスのエネルギー利用の促進
(バイオディーゼル(BDF)、バイオガス等の利用)

大都市型E3大規模実証事業の展開
(関東圏・近畿圏においてE3の大規模供給を具体化)

宮古島「バイオエタノール・アイランド」構想

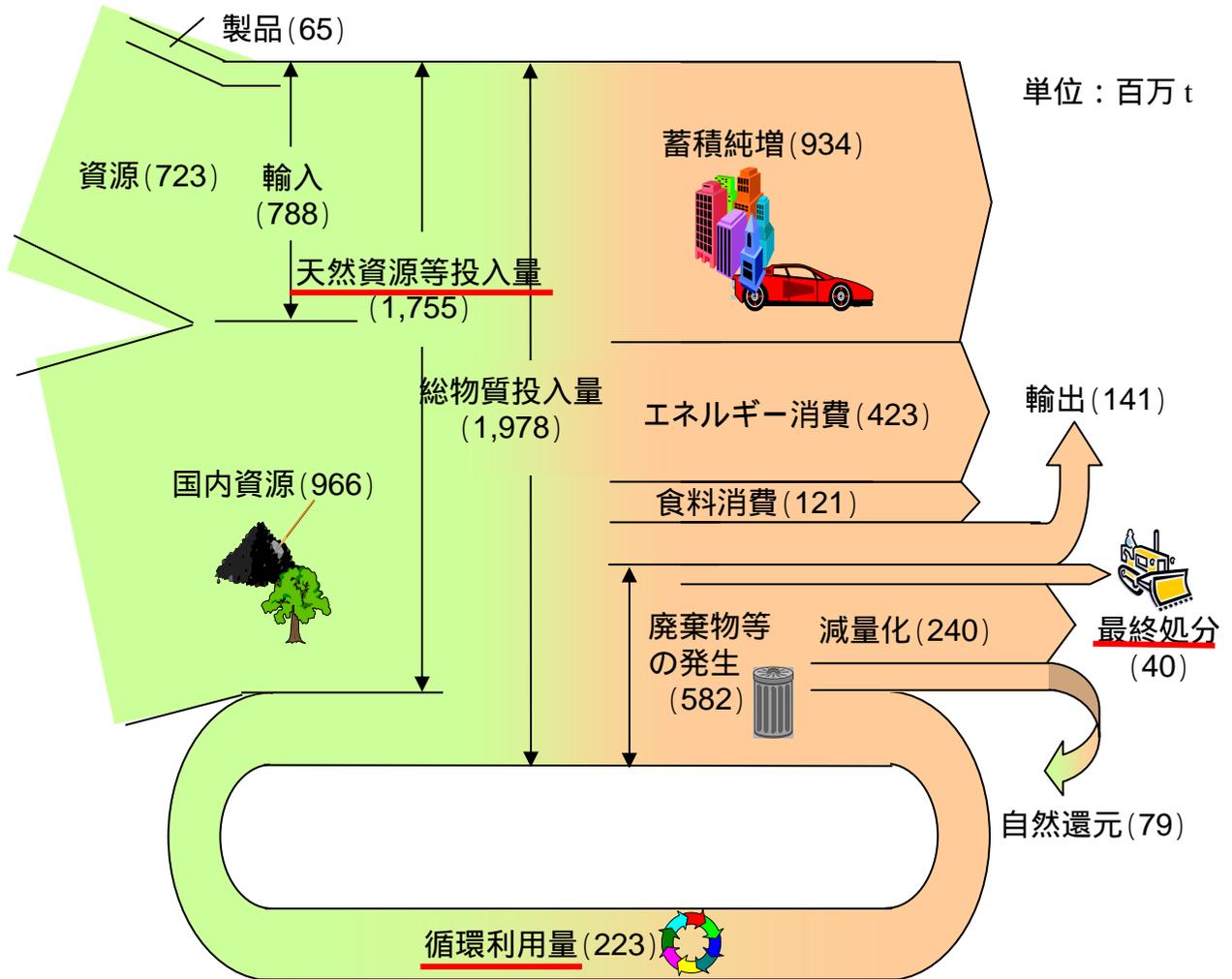


再生可能エネルギーの導入促進



化石燃料等再生が不可能な資源の使用量を最小化し、自然界で再生産される資源の積極的活用を図る。

平成15年度の我が国における物質フローの模式図



平成15年度の我が国の物質収支を概観すると、
約17.5億トンの天然資源等投入量
そのうち約2億トンを循環利用
最終処分(埋立)量は約4,000万トン

循環型社会形成推進基本計画 平成22年度における物質フローの数値目標

「入口」：資源生産性 平成22年度：約3.9万円/トン
 (基準の平成12年度から概ね4割向上)
 資源生産性 = GDP/天然資源等投入量

「循環」：循環利用率 平成22年度：約1.4%
 (基準の平成12年から概ね4割向上)

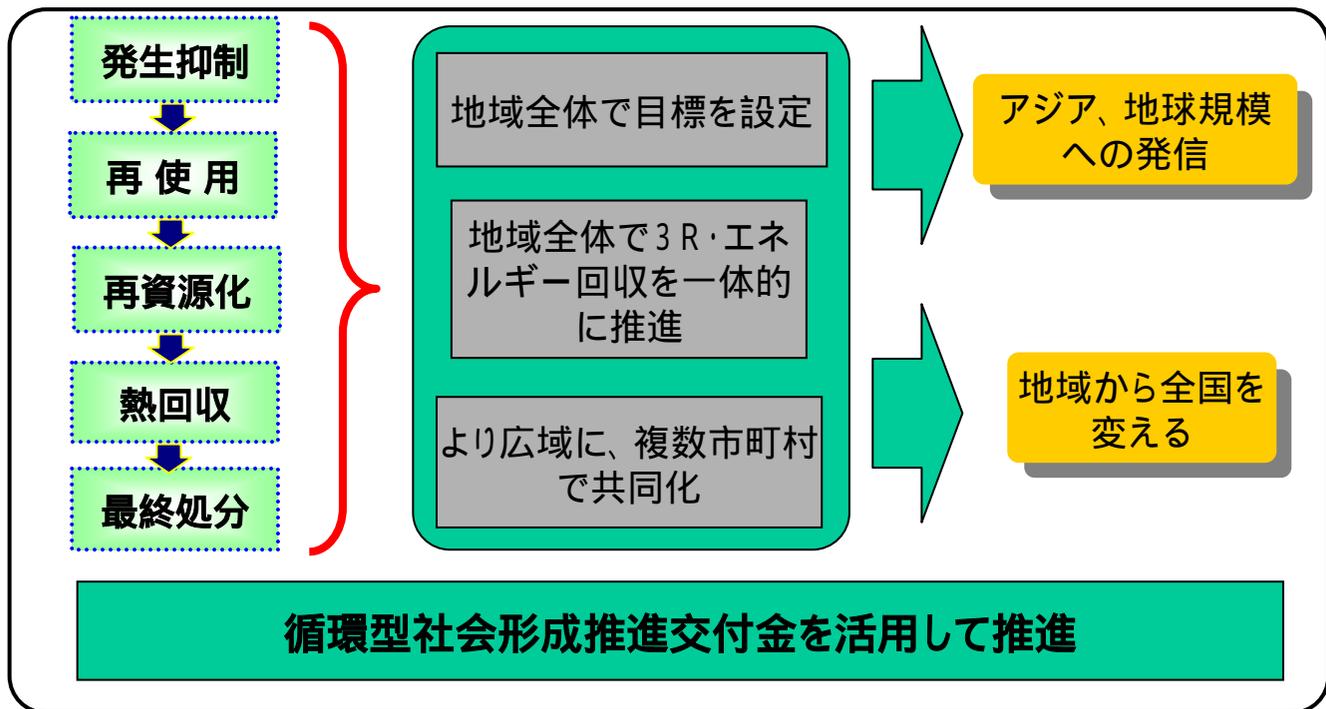
「出口」：最終処分量 平成22年度：約2.8百万トン
 (基準の平成12年度から概ね半減)

循環型社会の構築に向けた地域づくり

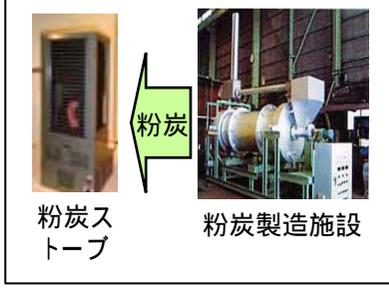
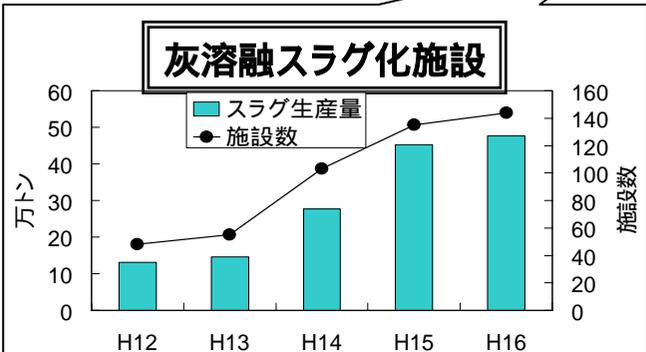
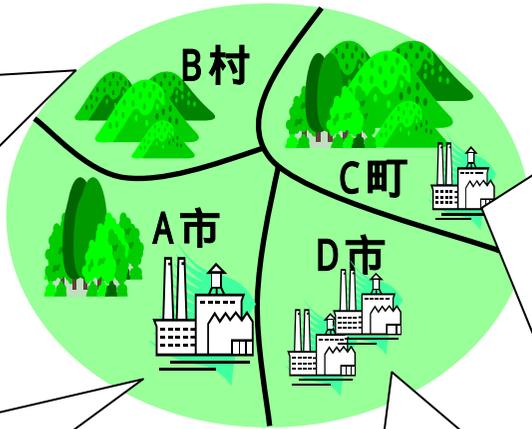
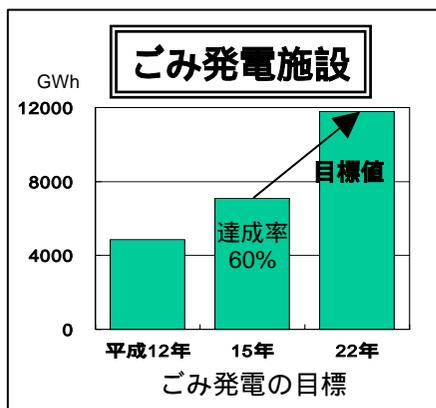
具体的施策の提案

複数市町村の共同・広域処理による地域における廃棄物処理・資源循環・エネルギー利用システムの再構築

地域の廃棄物から資源・エネルギーを回収・利用する施設(高効率な廃棄物発電施設等)や廃棄物系バイオマス利用施設の整備による、脱温暖化にも資する地域における循環型社会づくり(3R)の推進



循環型社会形成推進交付金を活用して推進



不法投棄撲滅アクションプラン

平成16年6月15日
環 境 省

1. 不法投棄の現状

不法投棄の件数及び投棄量

- ・新たに確認される産業廃棄物の不法投棄は、**近年40万t前後(1,000件前後)**で推移。
- ・15年度当初の全国の不法投棄残存総量は、約1,096万t(約2,500件)。

不法投棄による影響

不法投棄は、水質汚濁や土壌汚染等の**環境面での影響**はもちろん、原状回復費用(香川県豊島:総額447億円、青森・岩手県境:総額655億円)等の**経済的損失**をもたらすほか、周辺地域のコミュニティも破壊する等、**社会的な影響**も極めて大きい。

2. アクションプランのねらい

- ・不法投棄がもたらす様々な影響を考えれば、その**未然防止を図ることが不可欠**。
- ・このため、従来より講じてきた罰則の強化等の措置に加え、**廃棄物の処理の流れに即した各段階での総合的な対策(アクションプラン)**が必要。
- ・これにより、不法投棄対策の当面の目標である「**5年以内に早期対応により大規模事案(5000トンを超えるもの)をゼロとする。**」の実現を目指す。

3. アクションプランのポイント(3つの視点)

地域における意識の向上 ▶ 身近な散乱ごみ対策の強化(破れ窓理論の応用)

- ・分別収集ガイドラインの策定、日常生活や引越時等におけるごみ減量化の推進 等

廃棄物処理体制の強化 ▶ 受け皿の確保と廃棄物処理システムの透明性の向上

- ・車両へのステッカー貼付、行政処分の徹底、国境を越える廃棄物移動の適正化
- ・処理施設の効率的整備に向けた国の支援の充実、処分場の安全対策の強化 等

制度を支える人材の育成 ▶ 優良処理業者の育成や行政における体制整備

- ・評価基準の策定と税制措置等による優良処理業者の育成
- ・指導員の派遣・産廃アカデミー等による国と地方の人材育成
- ・地方環境対策調査官事務所の充実・強化や、不法投棄ホットラインの整備等を通じた環境監視(環境パトロール)活動や現場での即応体制の強化 等

本アクションプランについては、今後関係省庁等の理解を得つつ推進していくものである。また、実施に際しては「最終処分場確保等の廃棄物対策に関する関係省庁連絡会議」等も活用。

国際的な循環型社会構築に向けて

課題

基本的な考え方 (平成18年版循環型社会白書)

具体的な取組

- ・ 廃棄物の発生が増大と質の多様化による不適正な処理
- ・ 循環資源の越境移動の活発化による国内外の廃棄物処理・リサイクルシステムへの影響
- ・ 資源価格の高騰

国際的な循環型社会を構築するために、

まず各国の国内で循環型社会を構築し、

廃棄物の不法な輸出入を防止する取組を充実・強化し

その上で循環資源の輸出入の円滑化を図る

ことが必要。

我が国は、G8議長国となる2008年を目指して3Rイニシアティブの推進に向けてリーダーシップを発揮

各国の循環利用・処分の能力向上への貢献

- ・ 我が国の廃棄物・リサイクル対策の経験を発信
- ・ 各国との政策対話を重ね、ニーズを把握し、問題の解決に協力
- ・ JICAなどによる既存の技術協力や研修を通じた、キャパシティディベロップメント

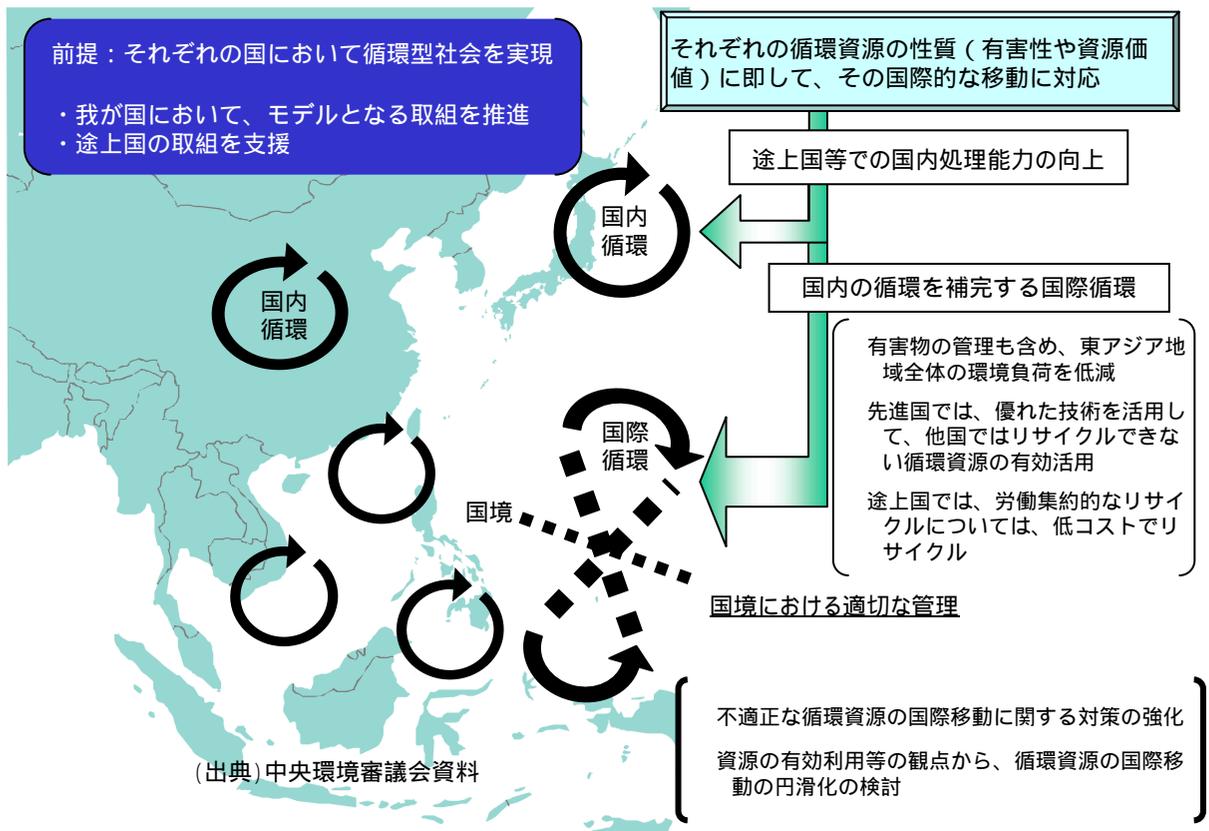
循環資源の不法な輸出入を防止する取組

- ・ 輸出入管理を行う物品コードの細分化による中古品等の輸出入の把握
- ・ 「有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク」の充実

循環資源の輸出入の円滑化のための取組

- ・ アジア共通の有害廃棄物のデータベース作成
- ・ 有害性を持つ循環資源について、地域全体での環境保全及び希少資源の確保の観点から、我が国への受入検討

アジア地域における3Rの展開

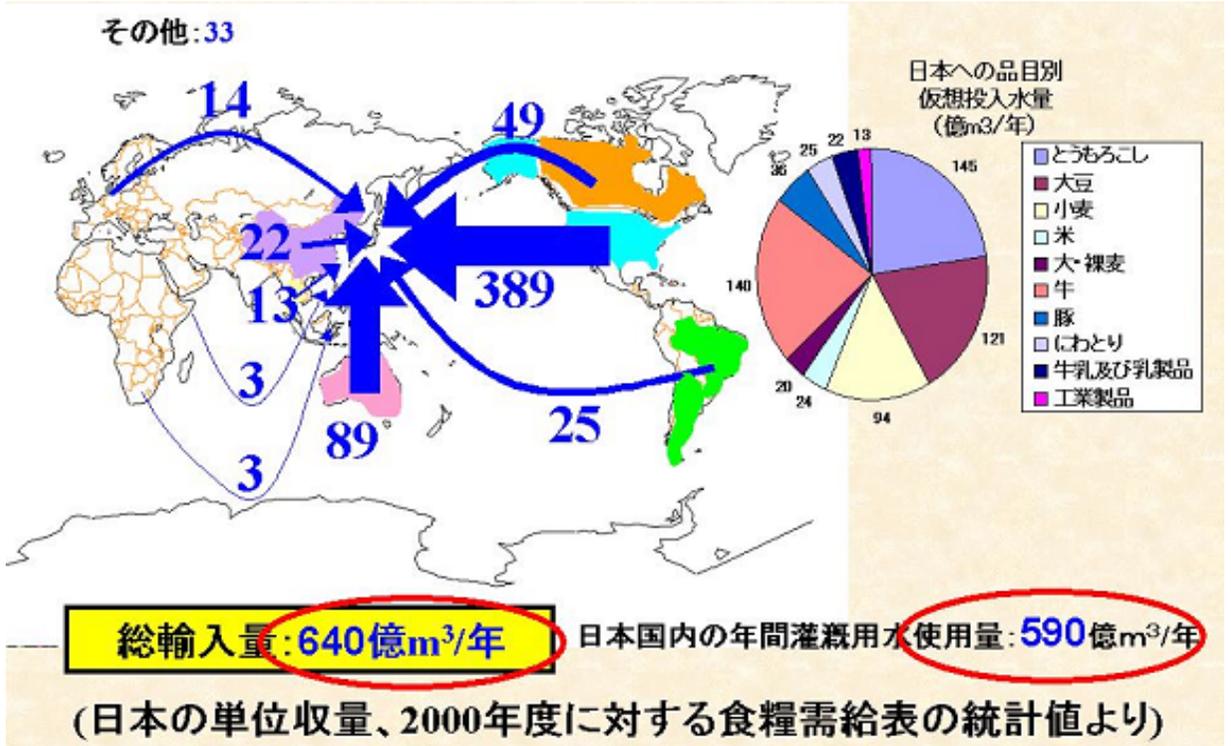


食料輸入による物質収支等

我が国は、食料の輸入等を通じ、大量の水や窒素を輸入している。

日本の仮想水総輸入量

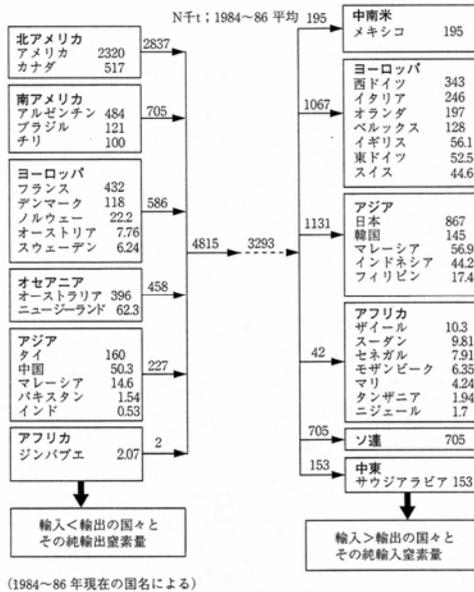
東京大学生産技術研究所の沖 大幹助教授等のグループによる試算(2003)



(出典) 東京大学生産技術研究所 沖研究室

(注) 工業製品を除く9品目の生産を国内で行ったとすると、現在の水使用量の約7割に相当する水が必要との試算である。我が国の総水資源使用量(取水量ベース)は約850億m³/年(2002年)である。

食料貿易により主要国をめぐる窒素のフロー



(出典) 「循環型社会における農業」 袴田共之. 農業土木学会誌第69巻第12号p1249-1252

環境負荷の少ない持続可能な都市の形成

考え方

地球温暖化、大気汚染、ヒートアイランド現象など、原因は異なるものの都市において生じている課題について、都市形態の改善にわたる対策が必要

環境にやさしい交通システムの実現及び高濃度汚染地域の改善

交通需要マネジメント手法の活用をはじめとする物流、人流、交通流対策を推進するとともに、窒素酸化物等の濃度が局地的に高濃度になっている場所について、都市における良好な大気環境を確保することが重要。

省CO₂型の都市構造・交通体系の形成

土地利用施策と交通施策の融合により、都市機能及び都市人口を公共交通機関沿い等を集積させ、かつ、エネルギーの面的な利用を促進し、人口減少・高齢化社会にふさわしい、**CO₂排出量の少ないコンパクトなまちづくり**を推進することが重要。

自然資本を骨格としたまちづくり

水、緑、風といった自然資本が持つ機能を計画的かつ有効に都市構造に組み込む。具体的には、緑地、水辺を都市の冷熱源として位置付け、上手く社会資本と結びつけてその風の道を確認するなどにより、都市の熱環境を改善する。加えて、太陽エネルギーをはじめとした自然エネルギーの徹底活用を図ること等により、**自然資本を骨格とした環境負荷の少ない都市構造**を実現することが重要。

施策の方向性

環境負荷の低減に配慮した公共交通機関の整備・利用促進、交差点改良等の道路構造の改善や交通安全施設等の整備による自動車交通流の円滑化、徒歩や自転車利用のための施設整備などを進めるとともに、局地的に高濃度になっている場所については、関係機関の間で連携を取りこれらの諸対策等の効果を発現していく枠組みの構築を図る。

京都議定書目標達成計画に基づき、省CO₂型の地域・都市構造や社会経済システムの形成のための取組を進める。

ヒートアイランド対策大綱に基づき、人工排熱の削減、地表面被覆の改善、都市形態の改善、ライフスタイルの改善について関係府省連携のもと総合的に対策を実施。

地域の自然資本の現状の把握、劣化している自然資本の回復、自然資本が持つ機能を活かした環境負荷の少ない都市づくりに努める。

環境にやさしい交通システム及び高濃度汚染地域改善のイメージ

公共交通機関の利用促進

自動車交通流の円滑化

歩行者・自転車対策

低公害車の導入

普及啓発

局地汚染対策

- 通勤交通マネジメント
- LRTの整備・鉄道の活性化等
- バスの活性化
- 道路整備等
- 交通規制等
- 歩道、自転車道、駐輪場等の整備
- トランジットモール等
- CNGバス等低公害車両の導入促進
- 広報活動の実施
- シンポジウム、イベントの実施等
- オープンスペース確保
- 交差点立体化等



LRTプロジェクトの推進



歩道、自転車道の整備



バス専用・優先レーン

【局地汚染対策】



交差点立体化

オープンスペース確保

ヒートアイランド対策大綱に基づく具体的な施策

1. 人口排熱の低減

エネルギー消費機器等の高効率化の促進
省エネルギー性能の優れた住宅・建築物の普及促進
低公害車の技術開発・普及促進
交通流対策及び物流の効率化の推進並びに公共交通機関の利用促進
未利用エネルギー等ヒートアイランド対策に資する新エネルギーの利用促進

2. 地表面被覆の改善

民間建築物等の敷地における緑化等の推進
官庁施設等の緑化等の推進
公共空間の緑化等の推進
水の活用による対策の推進

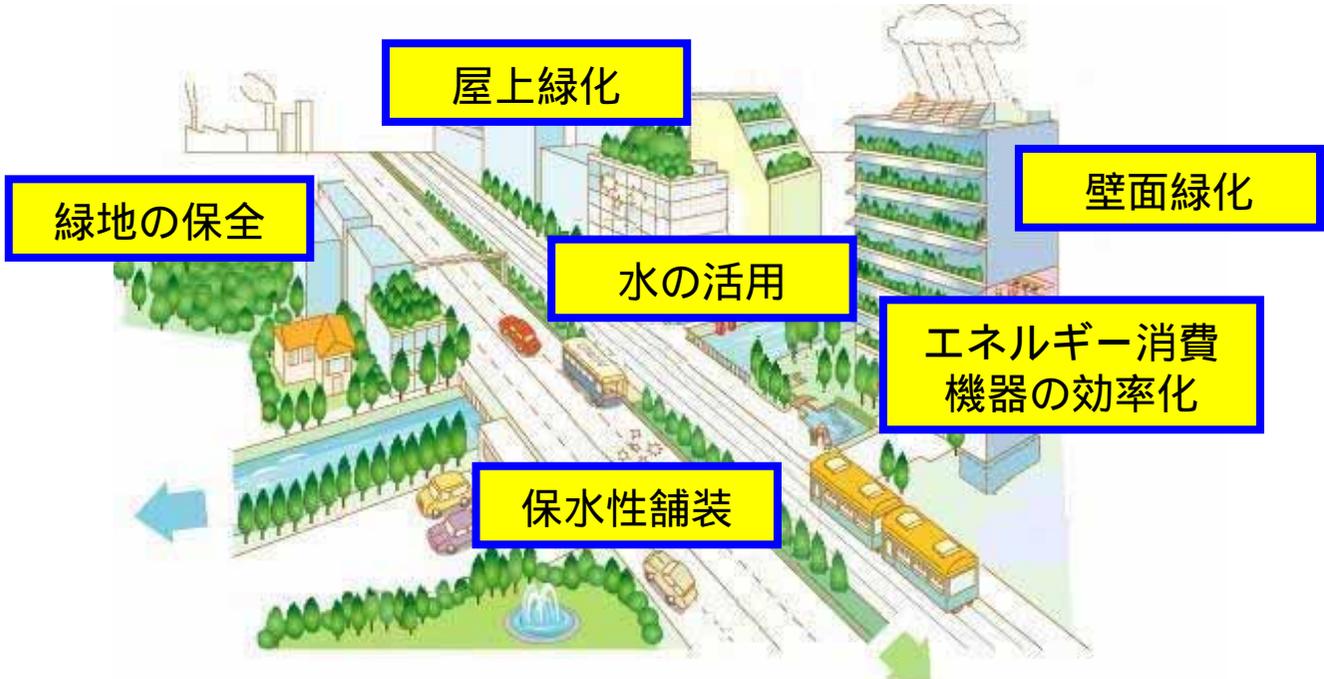
3. 都市形態の改善

水と緑のネットワーク形成の推進
環境負荷の小さな都市の構築に向けた都市計画制度の活用

4. ライフスタイルの改善

ライフスタイルの改善に向けた取組の推進
自動車の効率的な利用

ヒートアイランド対策事例



自然資本(緑、風、水、生き物)を骨格とした都市のイメージ

自然資本を活用し、都市のエネルギー環境を改善し、快適な都市空間を構築する。

緑地の整備

- 道路は**緑の街道**へ。電線を地中化し、街路樹、中央緑地帯を整備
- 公園緑地の大胆整備。新宿御苑周辺は、隣接市街地より2～3 涼しい。

風の道の確保

- 緑、海の「**風の道**」の確保。都市空間の改造、河川、大幅員道路の整備
- 臨海地域の低層化
- 交差点周辺の街区改造

水辺の回復・活用

- **自然再生事業**による都市河川の復元
- 河川を塞ぐ高速道路の地下化など
- 雨水の徹底活用

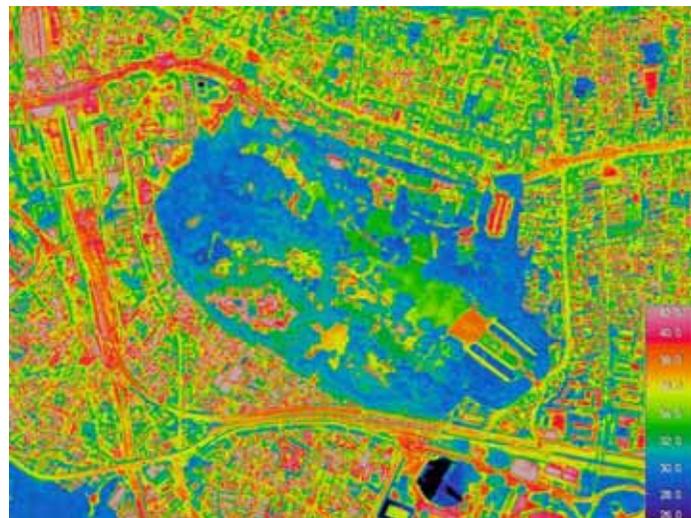
自然エネルギーの徹底活用

- 建物の構造を工夫し、光、熱、風を有効利用
- 設置可能な場所すべてに太陽光発電等を設置

東京湾の海風は、世界最大の地域冷房の数十倍の効果。



風の道のイメージ(大阪)



新宿御苑周辺の熱画像
(首都大学東京三上研究室)

国土を支える健全な生態系の維持形成

考え方

生物多様性国家戦略に基づく、「自然と共生する社会」の構築

生態系の保全と自然再生

- ・人間活動に伴って引き起こされる環境の改変や環境負荷等による生態系の破壊分断、劣化等による生息・生育域の縮小、消失などが進行。
- ・このため、適切な生態系の保護担保措置を図り、また、必要に応じて自然再生を図ることにより、生態系保全の強化が必要。
- ・それとともに、奥山から里地里山、都市、さらには海に至るまで、生息・生育空間の連続性や適切な配置が確保された、国土全体における生態系ネットワークの形成を推進することが重要。

里地里山における人のかかわりの低下

- ・人と自然のかかわりあいを作り出してきた里地里山は、近年の産業構造、社会構造の変化などに伴う里山林の利用形態の変化、耕作放棄地の増加等により、地域特有の生物の生息・生育環境が消滅またはその質が低下し、独特な景観が喪失。
- ・里地里山は、積極的に活用することを通じて保全されてきた。このため、農林業の振興を図る中で、また、地域における人々の生活や生産活動との関わりの中で保全・利用していくことが重要。

野生動物の、絶滅危機と人とのあつれき、外来生物による生態系影響

- ・分布が拡大した野生鳥獣による農林水産業等への被害の拡大など、人と野生鳥獣とのあつれきが各地で発生。一方で、多くの野生動物の生息環境の劣化、個体数の減少が進行し、絶滅の危機にある地域個体群もある。
- ・侵略的な外来生物の侵入に伴い、深刻な生態系の攪乱、人の生命・身体、農林水産業への影響が懸念。

自然とのふれあい

- ・都市化・工業化の進行に伴って人と自然との関係は希薄化。自然とのふれあいを求める国民のニーズは高まっている。
- ・自然とふれあう機会を増やし、自然との共生への理解を深めることが重要。

自然環境調査データ

- ・生態系の質及び機能の向上、失われた自然の再生・修復、移入種等の新たな問題への対応に必要なデータ整備が求められている。
- ・自然環境の現状と時系列的变化の科学的かつ客観的な把握、特に自然環境の劣化を早期に把握し要因を特定するため、動植物や生息・生育環境の長期的なモニタリング等が重要。

施策の方向性

生態系上重要地域の保全・再生と生態系ネットワークの形成

- ・国立公園などの自然公園、鳥獣保護区等の制度を活用した適切な**保護地域指定**や**ラムサール条約湿地への登録**。
- ・保全すべき自然状態が人為的改変などにより劣化している場合には、その**自然再生**や景観の維持のための事業実施や各主体の取り組みの支援を推進。
- ・アジア・太平洋地域も視野に入れ、生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性が確保された**生態系ネットワークの形成を推進**。国土、広域地方圏、地方公共団体レベルといった階層的な空間レベルでの構想・計画策定推進とその具現化。

里地里山の保全再生と持続可能な利用

- ・行政・専門家・地域住民・NPO等の連携による体制づくり、NPOや土地所有者等の活動への支援、土地所有者等との協定の締結といった種々の仕組みを幅広く活用しつつ、総合的な保全。
- ・**モデル地域における事業**成果の発信を通じて、全国各地への実践的な保全再生の普及を促進。

野生動物の保護管理・外来生物対策の充実

- ・希少野生動植物種については、捕獲等の規制のほか、生息・生育状況の改善。
- ・鳥獣被害の防止や健全な地域個体群の維持を図るため、都道府県が特定鳥獣保護管理計画を策定し、科学的、計画的な保護管理を推進。
- ・外来生物に関する情報の収集を行い、特定外来生物の飼養、輸入等の規制を適正に実施し、あわせて防除事業を着実に推進。

自然とのふれあいの推進

- ・自然とのふれあいの場の整備やふれあう機会の拡大を図る取組等を実施。また、国立公園等では公園計画に基づいた施設整備を行い、適正な利用を推進。
- ・**エコツーリズム**のより一層の普及・定着に向けた取組を総合的に推進。

自然環境データの整備

- ・全国的観点からの自然環境の面的把握（自然環境保全基礎調査の引き続き実施に加え、**人工衛星観測データ**を利用した**概況把握**の頻度向上を目指す）
- ・自然環境の継続的な定点モニタリング（**モニタリングサイト1000の推進**）

アジア・太平洋地域を視野に入れた国際的取組

- ・**国境を越えた生物多様性保全のための連携**。
- ・生物多様性条約、ラムサール条約、二国間渡り鳥等保護条約・協定、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ、国際サンゴ礁イニシアティブなど

自然環境保全関連の保護地域の状況

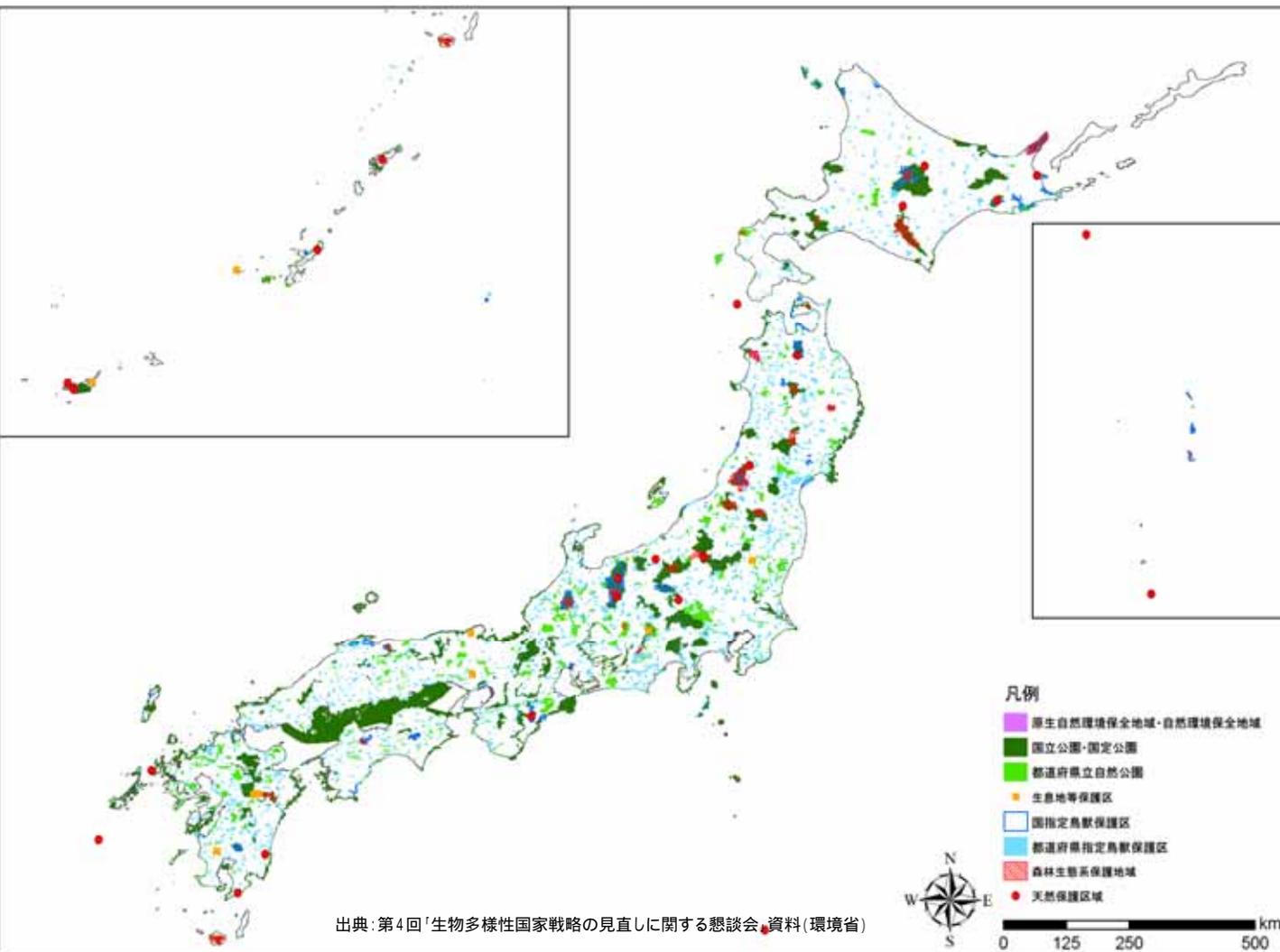
十分な規模の保護地域を核としながら、それぞれの生物の生態特性に応じて、生息・生育空間のつながりや適切な配置が確保された生態系ネットワークを形成していくことが必要

自然環境保全を目的とした地域指定制度

制度	箇所数	面積合計 (ha)	根拠法・国土面積に占める割合
自然環境保全地域等	原生自然環境保全地域5, 自然環境保全地域10, 都道府県自然環境保全地域536	103,565	自然環境保全法 (国土の0.27%)
自然公園	国立28, 国定55, 都道府県立309	5,368,799	自然公園法 (国土の14%)
鳥獣保護区	国指定66, 都道府県指定3,846	3,680,185	鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律 (国土の9.7%)
生息地等保護区	ミヤコタナゴ、キタダケソウ等 9	885	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

～ :平成18年3月現在、 :平成18年8月現在

自然環境保全関連の指定地域図



我が国におけるラムサール条約湿地

ラムサール条約の概要

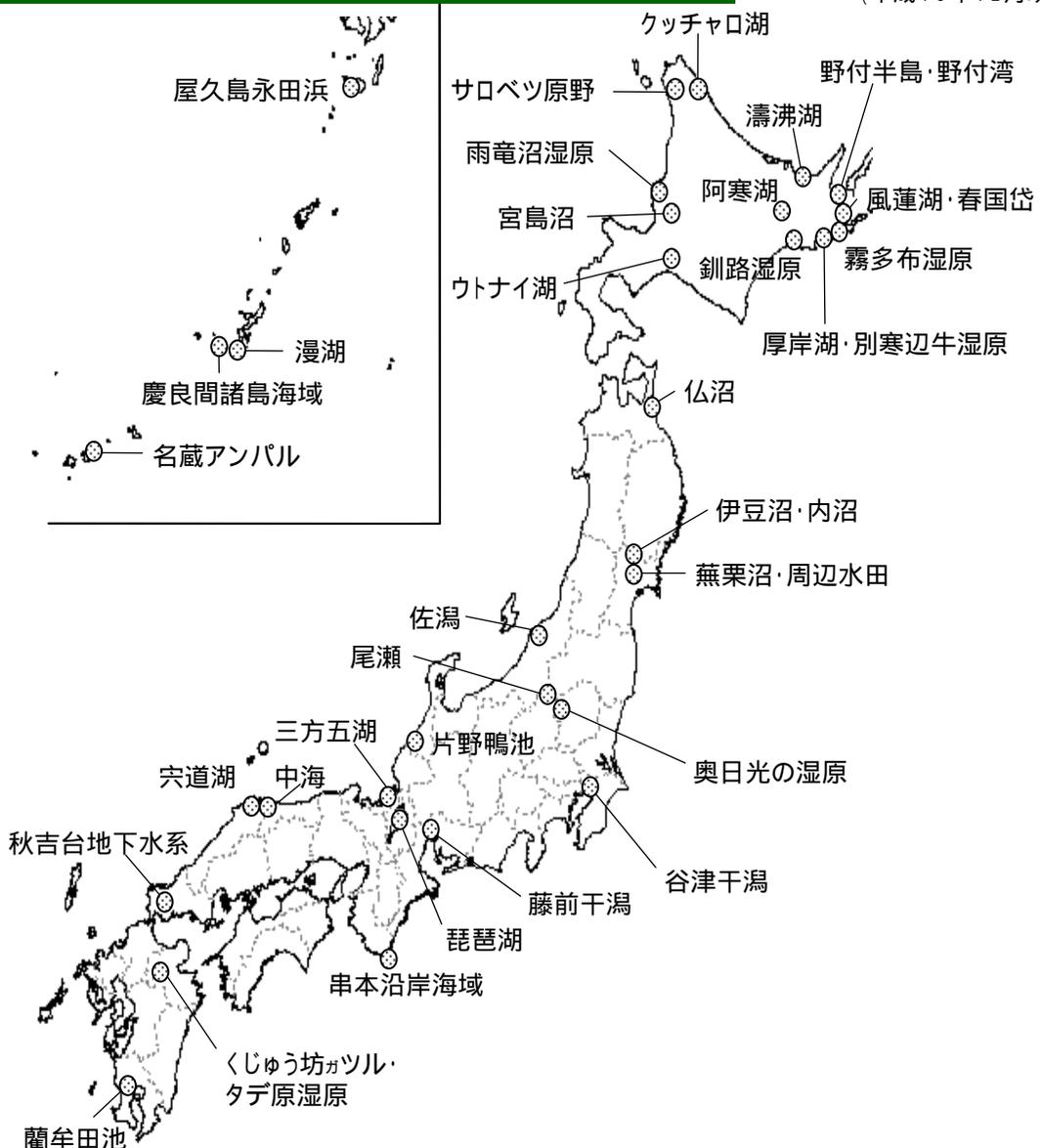
- 正式名称：「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」
- 1971年にイラン・ラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択。
- 締約国153ヶ国、条約湿地数1,634ヶ所、面積計約145.6百万ha（2006年12月現在）

我が国の取組

- 登録湿地：33か所、面積合計 130,293 ha（2006年12月現在）
（湿原、湖沼、干潟、サンゴ礁、マングローブ、地下水系等 様々なタイプ）
- 今後の方向性：登録要件を満たす国内湿地の登録を順次進めていくとともに、自治体、NGO、専門家等の地域の関係者と連携しつつ、ラムサール条約湿地における保全と賢明な利用を推進していく。

我が国のラムサール条約湿地位置図(33箇所)

(平成18年12月現在)



自然再生事業の推進

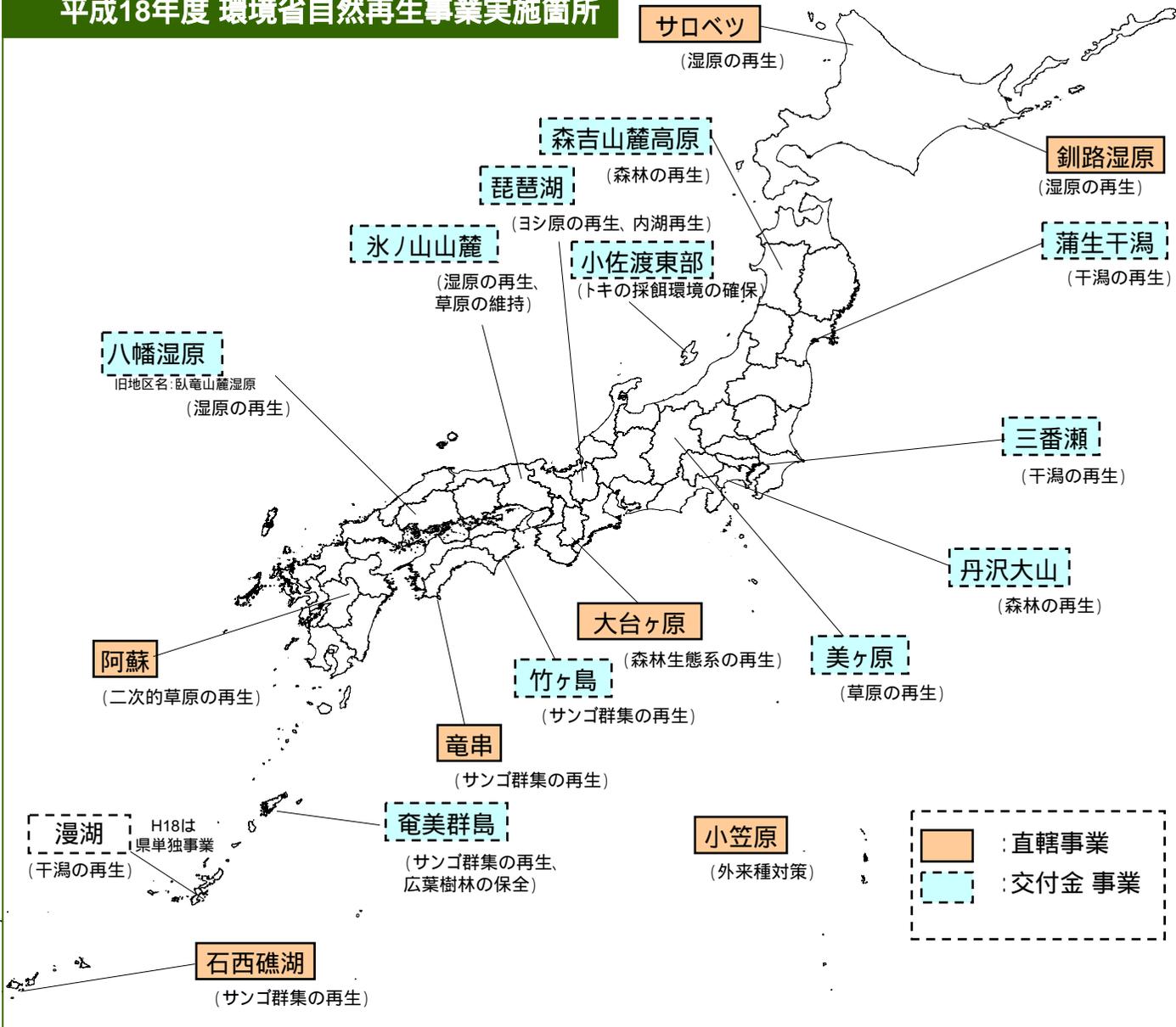
自然再生事業

- ・平成18年度 環境省関係 事業実施箇所
 国立公園 7地区 (環境省直轄)
 国定公園・国指定鳥獣保護区 12地区 (交付金)
- ・国(農水省、国交省、環境省)が自然再生の調査または事業を実施中の箇所
 (補助等を含む)
 144件 (平成18年3月時点)

自然再生推進法に基づく自然再生

- ・全国19箇所で自然再生協議会が設立(平成18年12月現在)

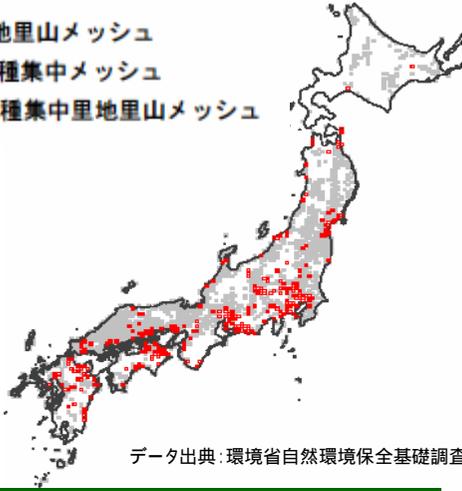
平成18年度 環境省自然再生事業実施箇所



里地里山における保全再生の取組

里地里山希少種集中分布

- 里地里山メッシュ
- RDB種集中メッシュ
- RDB種集中里地里山メッシュ



データ出典：環境省自然環境保全基礎調査

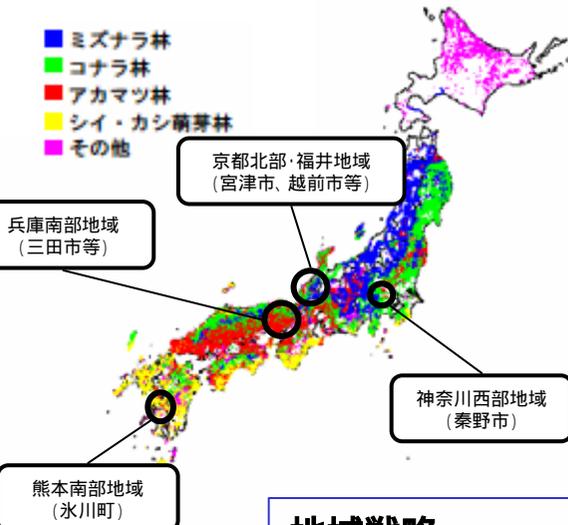
里地里山は、日本の国土の約4割を占める。

全国の希少種の集中分布地域の5割以上が里地里山地域にあたり、生物多様性の保全上、重要な地域

人為の働きかけが減少することにより、里地里山の消滅・質の低下が顕在化している

里地里山保全再生のモデル4地域

- ミズナラ林
- コナラ林
- アカマツ林
- シイ・カシ萌芽林
- その他



NPO、地域住民等との連携



落ち葉かき、枝打、下草刈りによる里山整備



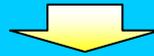
環境教育の場として耕作放棄地を有効活用

環境省里地里山保全再生モデル事業の実施

全国の里地里山の代表的なタイプとして4地域を選定し、モデル事業を実施

地域戦略の策定

関係省庁（農水省、国交省）、地元自治体、NPO、住民、専門家などと連携・協力し、懇談会・意見交換会を通じて、里地里山保全再生のための「地域戦略」を策定



モデル事業の実施

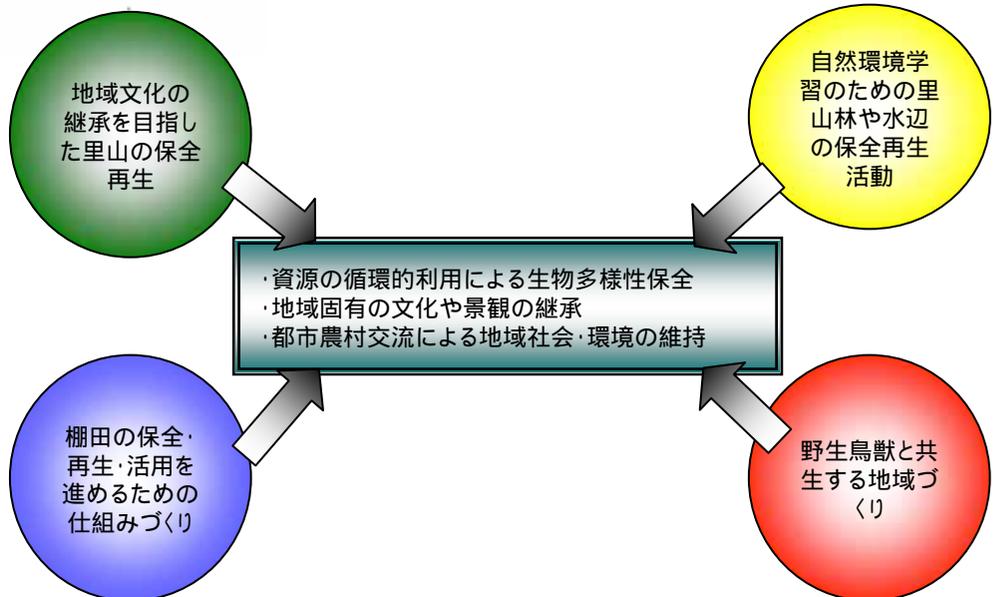
「地域戦略」に基づき、地域において、里地里山の保全活動を行い、持続的取り組みに向けた、課題等を検討



情報発信

モデル地域での取組を全国へ情報発信することにより、全国の里地里山保全再生活動の活性化を図る

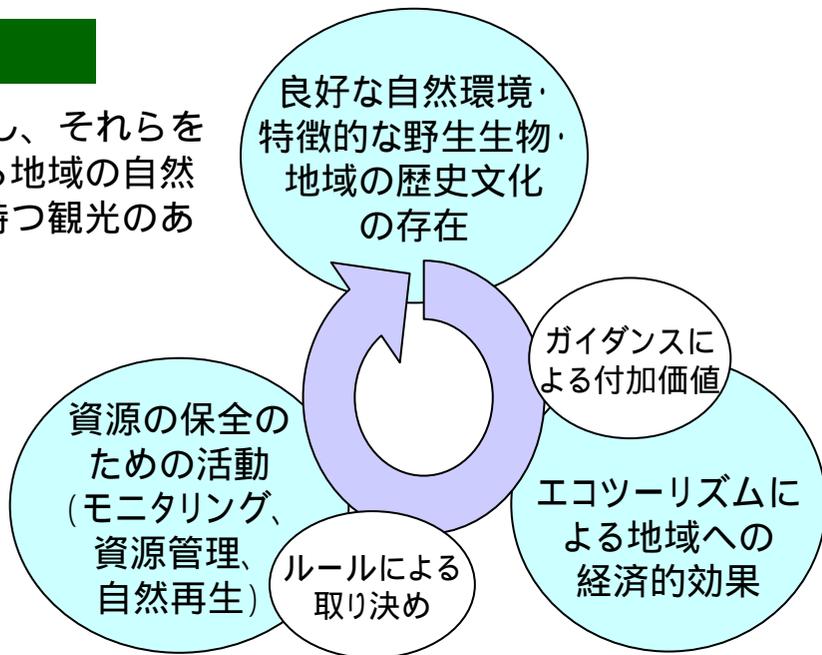
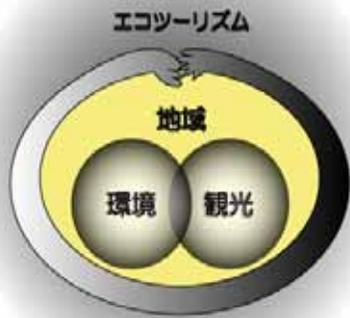
地域戦略……各地域の里地里山保全再生の目標や具体的な個別事業を定めた実施計画
例) 京都北部地域宮津地区 里地里山保全再生地域戦略(里地里山保全再生の目標概要)



エコツーリズム推進の取組

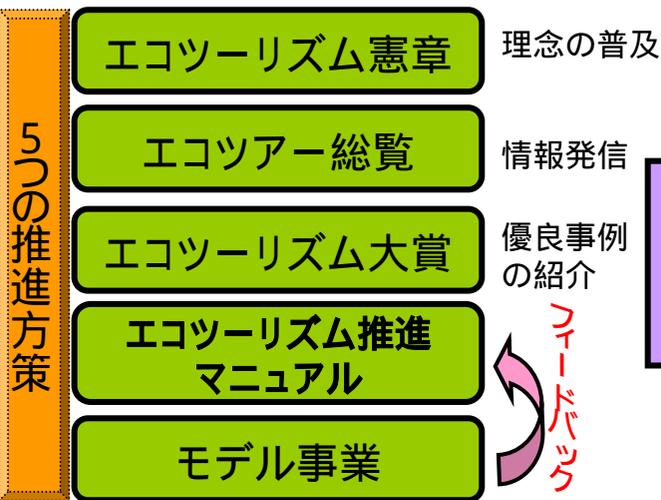
エコツーリズムの概念

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。

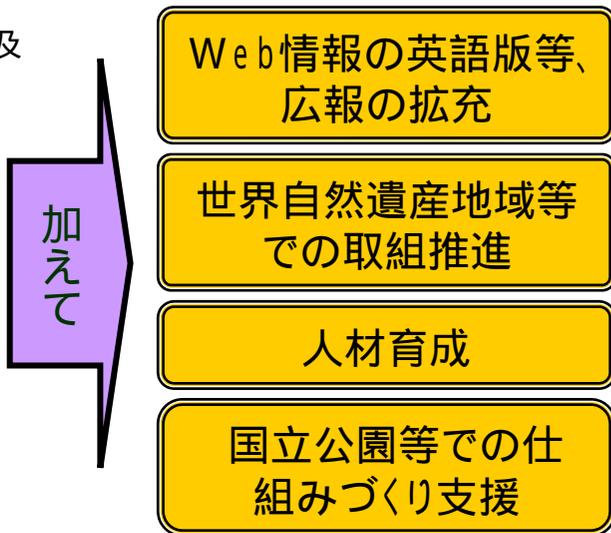


エコツーリズムにおける環境と経済の好循環

現在までの取組



今後の施策の展開



エコツーリズムにより目指す地域

環境保全

観光振興

地域振興

旅行者・住民の意識が高まり、地域の自然環境・文化資源が保全。

新たな観光需要を興す。
(高付加価値化、高い競争力)

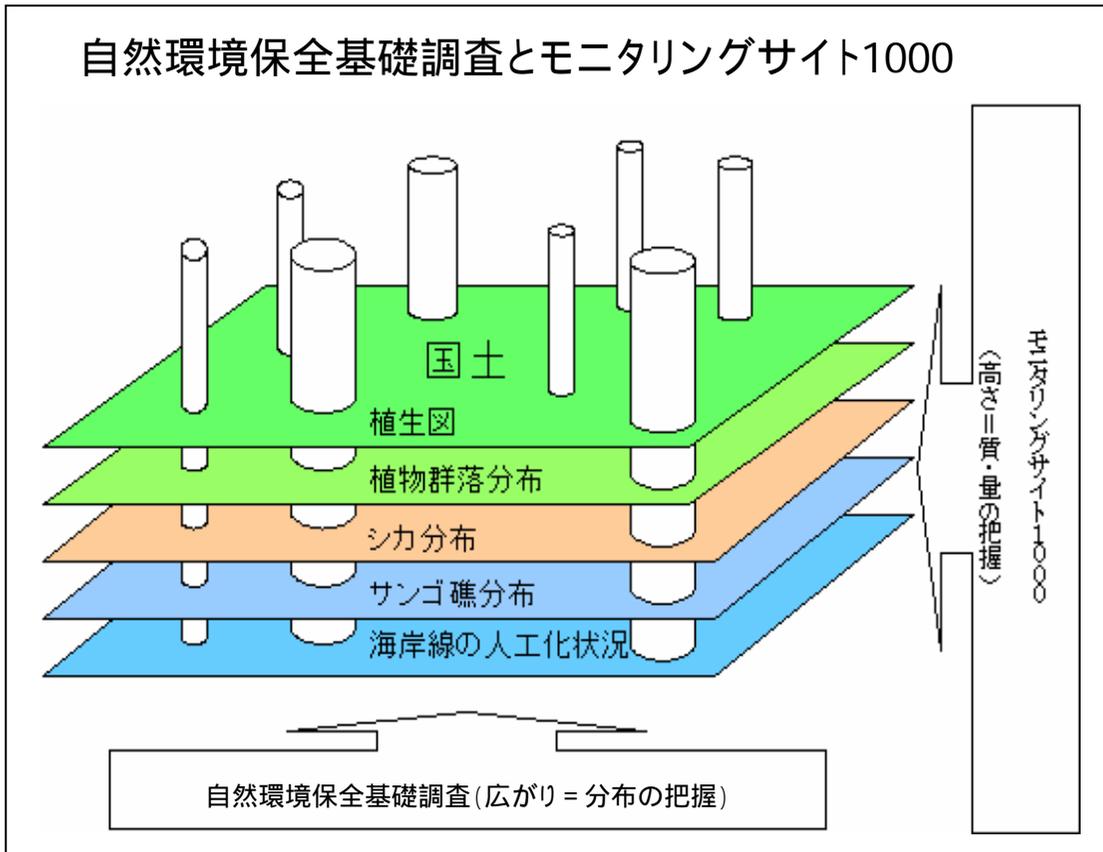
雇用の確保、経済波及効果、住民の地域に対する誇りにつながる。(多様な主体の参画、地域コミュニティの再生)

(健全な生態系の維持・形成など)

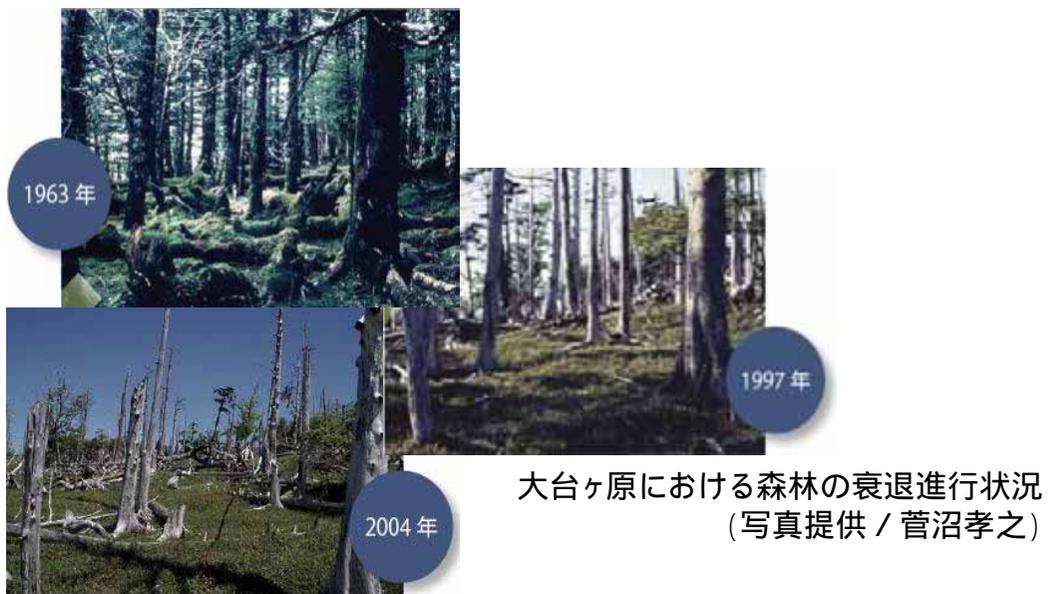
自然環境の調査とデータの整備

自然環境保全基礎調査とモニタリングサイト1000

環境省では、昭和48年度から概ね5年毎に、全国の動植物の分布等を把握する**自然環境保全基礎調査**を実施しており、現在は第7回調査(平成17年度～)を実施している。



また、一度失われた生物多様性を復元するためには、非常に長い時間と多大なコストが必要であり、生物多様性の劣化をできるだけ早く把握することが重要であることから、平成15年度からは、従来の自然環境保全基礎調査に加え、自然環境の質的・量的な変化を定点で長期的に把握することを目的とした**モニタリングサイト1000**を推進している。



モニタリングサイト1000の概要

- ・平成19年度末までに全国1000箇所を目安として、森林・湿地等の生態系タイプ毎に調査サイトを順次配置。生態系タイプ毎に調査項目を設定し、調査を行う。
- ・これまでに、全国約600箇所のサイトを配置し試行調査を実施。
- ・なお、モニタリングによる生態系の質的変化の解析評価については今後の課題。

生態系タイプごとに サイト設置

モニタリングサイト1000では、平成19年度末までに1,000か所程度を目安に全国にモニタリングサイトを設定していきます。平成17年度末までに約600か所のサイトが設定され、調査が開始されています。今後、全国的なバランスを考慮しながら、必要なサイトを追加していきます。

凡例	
● 森林・草原	● 各生態系での主な調査項目
● 里地里山	森林・草原 …… 樹木生長調査、森林生産量調査、 地表性甲虫類調査、繁殖鳥類調査
● 河川・湖沼・湿原	里地里山 …… 生物相調査、指標種調査
● 干潟	河川・湖沼・湿原 …… ガン・カモ類調査
● 砂浜	干潟 …… シギ・チドリ類調査
● サングミ	砂浜 …… ウミガメ調査
● 島嶼	サングミ …… サングミ被度調査
	島嶼 …… 海鳥調査



北海道苫小牧演習林(森林)



穴塚サイト(里山)



漫湖サイト(干潟)

モニタリング
サイト
1000

出典:モニタリングサイト1000パンフレット環境省生物多様性センター

自然環境保全基礎調査における衛星データの利活用

衛星データは、同時期の広範囲のデータを比較的安価かつ高頻度で取得が可能という特徴があり、自然環境保全基礎調査では次のような利用を計画している。

(1) 植生調査への利用

- ・衛星データを利用した植生判読手法の開発・導入により、現在進捗中の全国植生図(縮尺1/25,000)の整備を大幅に効率化
- ・よりおおまかな植生区分による植生概況図の作成・更新

(2) 湿地調査等への利用

- ・湿原等の改変状況を迅速に把握などを想定。

なお、ALOS衛星からの画像配信・取得は今年度後半から開始したところであり、今後、想定する利用に向けて解析に必要な精度の検証を複数年継続して行う必要。

アジア・太平洋地域の視点を入れた国際的取組

渡り鳥や海棲動物が行き来し、地理的・地史的にもつながりが深い近隣諸国との間で、国境を越えた生物多様性保全のための連携の推進。

国際的枠組み

- ・生物多様性条約、ラムサール条約、世界遺産条約
- ・二国間渡り鳥保護条約、協定等(日中、日韓、日ロ、日豪、日米)
- ・東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ
- ・国際サンゴ礁イニシアティブ

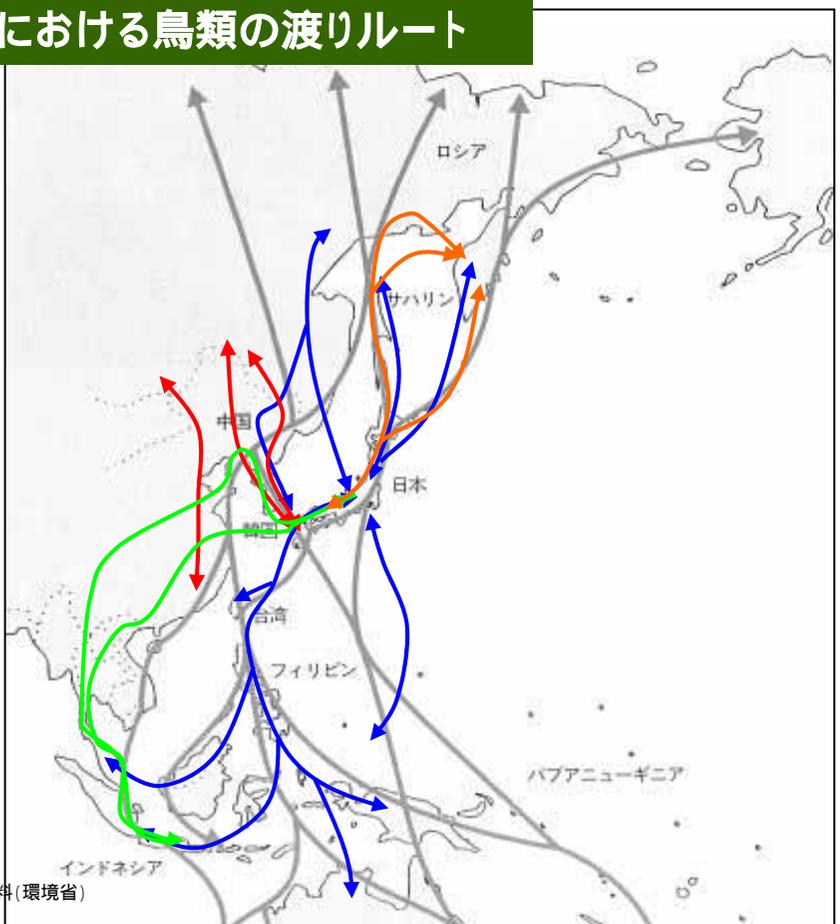
国土レベルの生態系ネットワーク形成において国際的な視点も考慮

東アジア・オーストラリアにおける鳥類の渡りルート

- ←→ シギ・チドリ類
- ←→ ツバメ
- ←→ マナヅル
- ←→ ハチクマ
- ←→ オオヒシクイ

- ・WWFジャパン「'95東アジア渡り鳥ルートツアー報告書」1995
- ・小田英智 構成「ツバメ観察事典」1997
- ・菅原高二「ツバメの暮らし」2005
- ・日本野鳥の会ホームページ
- ・樋口広芳「鳥たちの旅」2005
- ・水の公園福島潟ホームページ
- ・「霞ヶ浦のヒシクイ - オオヒシクイの生態」(江戸崎町、桜川村、三浦村)より作成

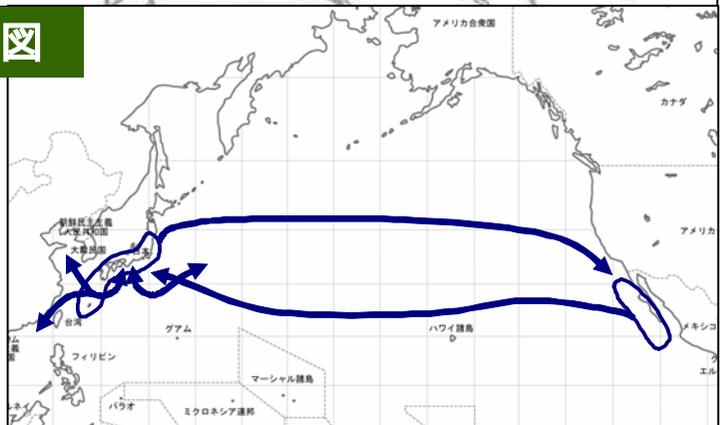
出典：第4回「生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会」資料(環境省)



日本のアカウミガメの回遊推定図

- ・Bowen et al, 1995;
- ・Resendiz, 1998;
- ・Iwamoto et al., 1985;
- ・亀崎他, 1997 などより作図

出典：第4回「生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会」資料(環境省)



流域の特性に応じた健全な水循環の確保

考え方

水循環の変化による問題

高度経済成長期を通じた水循環の急激な変化により、水質、水量、水辺地、水生生物等を含む水環境や地盤環境に関し、様々な問題が生じてきている。

「流れの視点」が重要

問題の生じている地点のみに着目するのではなく、**流域全体を視野に入れて**取組を推進する「流れの視点」が重要。

健全な水循環

水循環の保全に当たっては、流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと環境の保全に果たす水の機能が適切なバランスの下に、ともに確保されている状態を目指す。

施策の方向性

環境保全上健全な水循環がもたらす恩恵の享受

流域の特性に応じた水質、水量、水辺地、水生生物等を含む水環境・地盤環境の保全と、それらの持続可能な利用を図る。

人と身近な水とのふれあいを通じた地域づくり

流域の住民、事業者、民間団体、地方公共団体、国等の**協働**により、人と身近な水とのふれあいを通じた豊かな地域づくりが行われることを目指す。

各流域の**特性に応じた施策の展開**

山間部、農村・都市郊外部、都市部において、**それぞれの特性を踏まえ**、流量確保、貯留浸透・涵養能力の保全・向上等に向けた施策を実施する。水質改善がなかなか見られない閉鎖性水域については、**流域全体を視野に入れて**、それら施策を総合的、重点的に推進する。

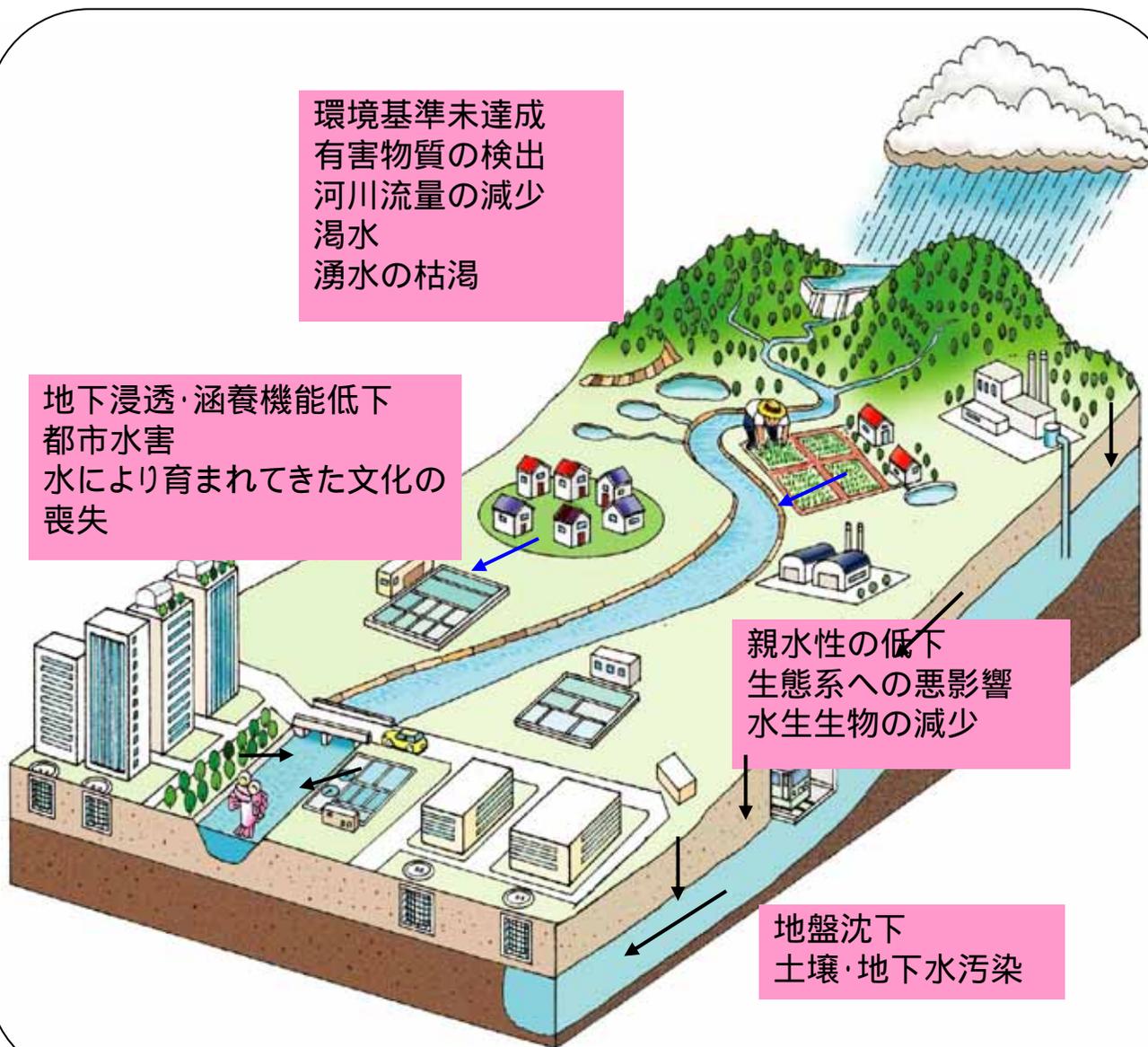
水環境・水循環における課題

環境基準未達成
有害物質の検出
河川流量の減少
渇水
湧水の枯渇

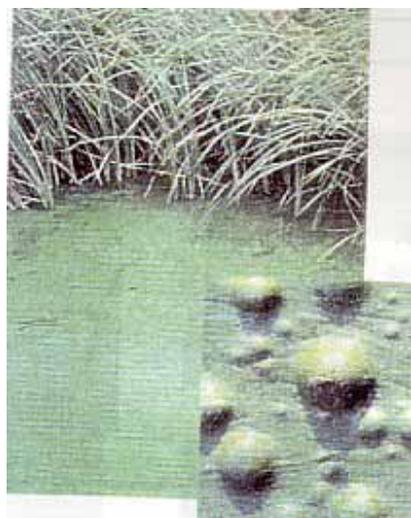
地下浸透・涵養機能低下
都市水害
水により育まれてきた文化の
喪失

親水性の低下
生態系への悪影響
水生生物の減少

地盤沈下
土壌・地下水汚染



流量減少のため干上がった河川



湖沼での水質汚濁

「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」
～第三次環境基本計画 重点分野政策プログラム～

国の役割

- 流域の地方公共団体等の水循環構築に向けた計画の作成・実行の促進・支援
- 国の地方組織は、流域協議会等を通じ、地方公共団体や関係者との調整・連携の推進

取組推進に向けた指標を新たに位置付け

- 水質の環境基準の維持・達成状況
- 環境保全上健全な水循環構築に関する計画数

モデル水域での水循環計画の検討

対象水域

- ・国が類型あてはめを行う水域等広域的な対応が必要な水域
- ・環境基準未達成、湧水の枯渇、水生生物の減少など、水環境、水循環の課題を抱える水域

< 検討会の設置 >

地方環境事務所、地方支分部局、地方公共団体、流域住民、NPO等

< 調査項目 >

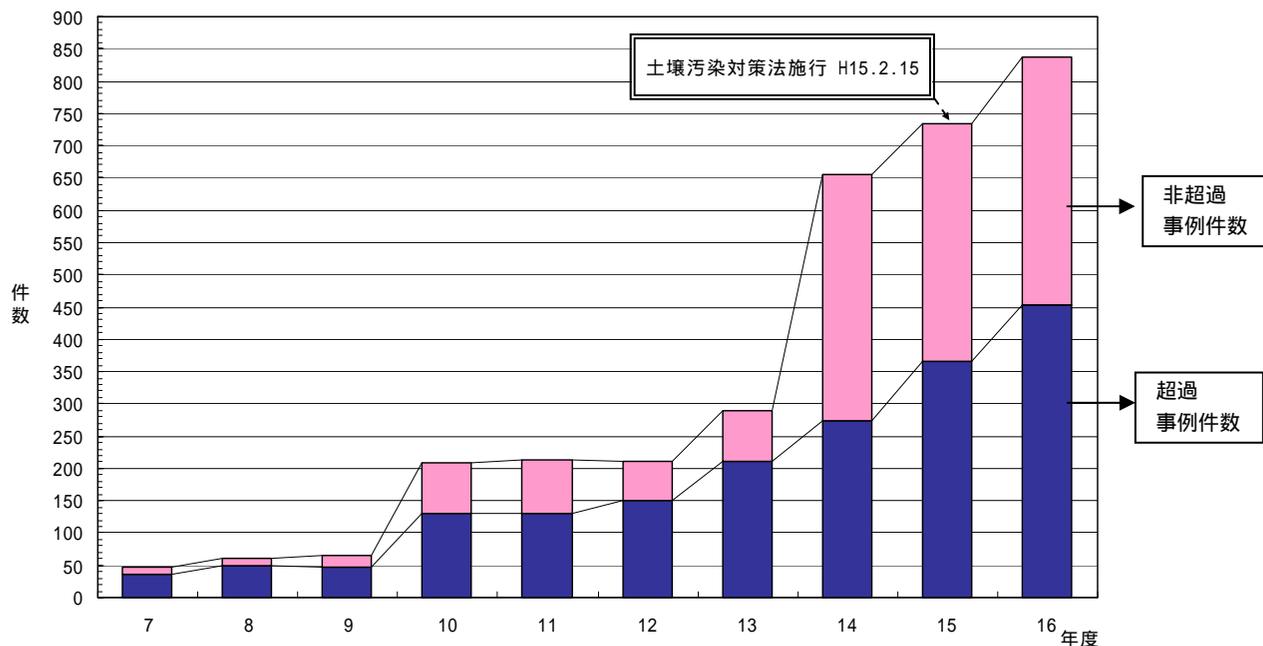
- ・水質測定等の現地調査
- ・水域特性等の解析による現状把握
- ・目標設定、施策等の検討

流域毎の環境保全上健全な水循環計画を事例集としてとりまとめ

土壌汚染対策

市街地の再開発や工場跡地の住宅地への転換等を契機として、土壌汚染が顕在化する事例が増加しており、適切な土壌汚染調査や対策を行う必要がある。

年度別の土壌汚染の判明事例の推移



注1) 調査の対象は都道府県等が把握した土壌汚染の調査の事例である。
 注2) 各年度の件数は調査着手年度で整理している。従って、各年度の件数には、当該年度の次年度以降に調査を終了したものも計上している。

(出典) 平成16年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果 (平成18年環境省)

ブラウンフィールド問題への対応

背景

近年、土壌汚染調査・対策件数が増加する一方で、土壌汚染がネックとなり、望ましい土地利用がなされないいわゆるブラウンフィールド問題が生じていると言われている。

- ・発生要因は何か
- ・どのような問題が生じているのか
- ・解決すべき課題は何か

ブラウンフィールド問題の実態把握と解決方策の検討が重要課題

土壌汚染調査・対策の受注件数及び受注高

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
受注件数(件)	3,424	5,178	8,349	10,812
受注高(億円)	553	729	935	1,624

注1: 土壌環境センター調べ

注2: 土壌環境センター会員企業183社(平成17年度回答企業数162社)の実績

(出典) 「土壌汚染状況調査・対策」に関する実態調査結果(平成18年土壌環境センター)

考え方

環境基本計画(平成18年4月閣議決定)

「閉鎖性海域における水環境の保全」、「海洋における生物多様性の保全」、「海洋汚染の防止」、「海洋・浅海域における自然環境の保全」等について記載。

新・生物多様性国家戦略(平成14年3月決定)

施策の方向性

負荷の発生抑制

閉鎖性海域の保全、海洋汚染、漂流・漂着ごみ対策等

生物多様性の保全

海鳥・ウミガメ等海の生き物の保全等

浅海域等の保全・再生等

藻場・干潟・サンゴ礁等の保全・再生、海域景観等の保全等

自然とのふれあいの推進

エコツーリズム、自然環境学習の促進等

以上の施策を支える施策

- ・監視・調査研究の推進 汚濁メカニズムの更なる解明
海域自然環境データの整備・調査等
- ・国際的取組の推進 国際的な海洋汚染
サンゴ礁等の国際的保全等

既存施策の充実
分野横断的な取組

地球温暖化による影響のおそれ
海洋環境の変化、海洋熱塩循環の変化の恐れ等

総合的な管理へ

流域を含めた対策
国際的取組の推進

環境影響の評価、監視

水質汚濁防止法に基づく水質総量規制制度

閉鎖性海域における水質改善のためその海域に流入する汚濁負荷量の総量を期限(5年)を定めて削減するもの

対象海域: 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海

対象項目: COD(第1次～)

窒素、リン(第5次～)

第5次総量規制

(目標年平成16年度)

を経て、第6次総量規制を実施予定



特定海域の特別措置

瀬戸内海環境保全特別措置法

- ・瀬戸内海環境保全基本計画
- ・特定施設の設置許可制
- ・自然海浜保全地区制度(行為の届出及び勧告)
- ・埋立に当たっての環境保全上の配慮

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律

- ・有明海・八代海の再生に関する基本方針
- ・有明海・八代海の再生に関する県計画
- ・総合調査評価委員会の設置

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

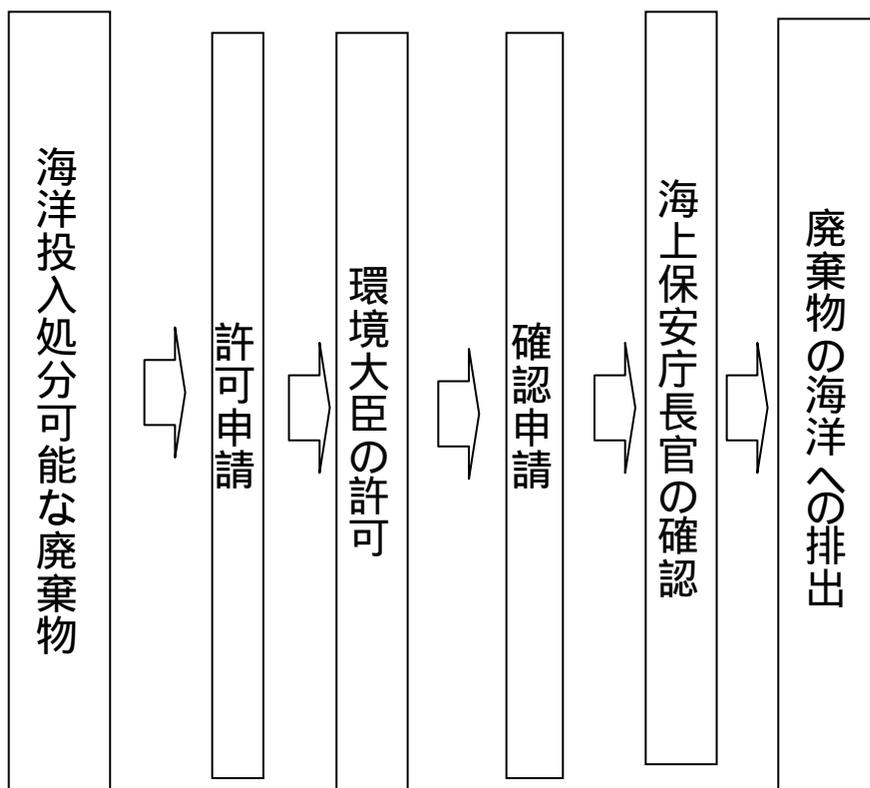
ロンドン条約対応：陸上発生 of 廃棄物等の投棄による海洋汚染の防止

マルポール73/78条約対応：船舶からの油、有害液体物質、廃棄物等の排出による海洋汚染の防止

OPRC条約(1990年の油による汚染に対する準備、対応及び協力に関する国際条約)対応

：油流出事故時の通報、油濁防止緊急措置手引き書の備え置き

ロンドン条約96年議定書に対応し、平成16年改正により、
海洋投入処分に許可制を導入



新・生物多様性国家戦略

(平成14年3月地球環境保全に関する関係閣僚会議決定)

干潟、藻場、サンゴ礁の保全・再生
海棲生物等の保護と管理

国際サンゴ礁イニシアティブ

(以上、第3部から抜粋)

海棲生物等の保護と管理

アザラシ類生息状況調査

(H14~H17)

ジュゴンと藻場の広域的調査

(H13~H17)

ウミガメ・スナメリ等の生息調査

(H11~H14)

国際協力

国際サンゴ礁イニシアティブ

パラオと協同で議長国

(H17.7~H19.6)

サンゴ保護区(東アジア海・ミクロネシア地域)のデータベースの作成

渡り鳥保護条約

海鳥をはじめとする渡り鳥の保護

二国間渡り鳥保護条約・協定

東アジア・オーストラリア地域フライ

ウェイ・パートナーシップ

3つの目標

種・生態系の保全
絶滅の防止と回復
持続可能な利用

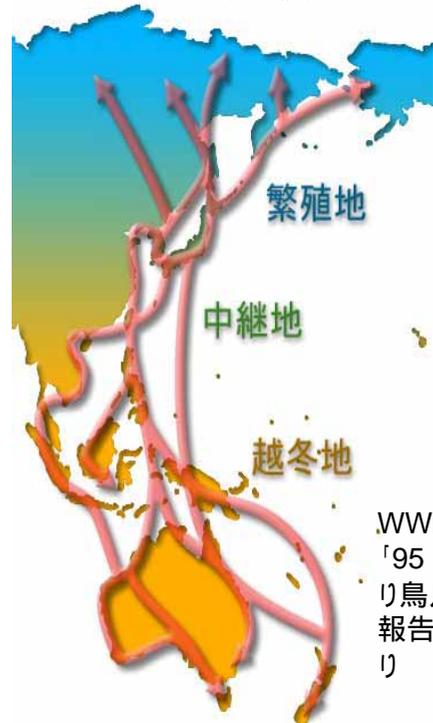


ゴマフアザラシ



ジュゴン

東アジア・オーストラリア地域のシギ・チドリ類の渡りルート



WWF - ジャパン
「95 東アジア渡り鳥ルートツアー報告書」1995より

浅海域の保全

「日本の重要湿地500」

自然公園法に基づく海中公園地区

国立公園：33地区

国定公園：31地区

海域景観等の保全

瀬戸内海、西海、足摺宇和海国立公園等

国指定鳥獣保護区

干潟を始めとする渡り鳥の渡来地を指定

ラムサール条約湿地

干潟・藻場・サンゴ礁等を登録

世界自然遺産

「知床」：持続的水産資源利用により安定的な漁業と自然環境の保全の両立を目標とする海域管理計画を策定中

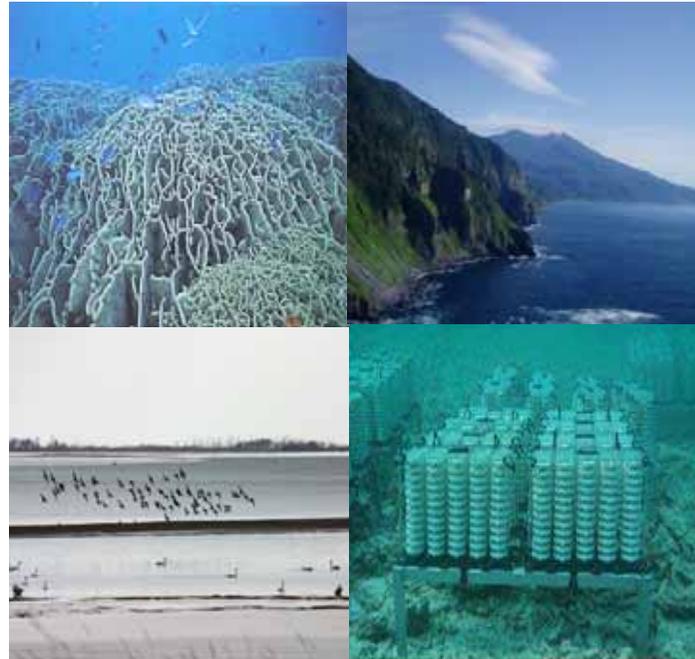
浅海域の再生

干潟、藻場、サンゴ礁等の再生事業

石西礁湖(沖縄県)、竹ヶ島(徳島県) etc.

足摺宇和海国立公園
(高知県、愛媛県)

知床 世界自然遺産
(北海道)



ラムサール条約湿地
野付半島・野付湾
(北海道)

サンゴ着床具の設置
(石西礁湖)

環境影響評価

環境アセスメントにおける干潟への環境影響の予測手法の開発

廃棄物の海洋投入処分の事前評価 - 許可制

漂流・漂着ゴミ対策

国内での発生抑制の取組

海浜におけるゴミの発生抑制

河川・港湾・漁場等における対策

船舶での廃棄物管理の徹底

市町村等における内陸の散乱ゴミ対策等

3R推進等を通じた発生抑制

漂流・漂着ゴミに関するより実効的な対策を政府として検討するため、2006年4月、関係省庁による局長級の会議として「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議」を設置



漂着ゴミの様子



対馬における清掃の様子

国際的な取組

日中韓3カ国環境大臣会合等における政策対話の推進

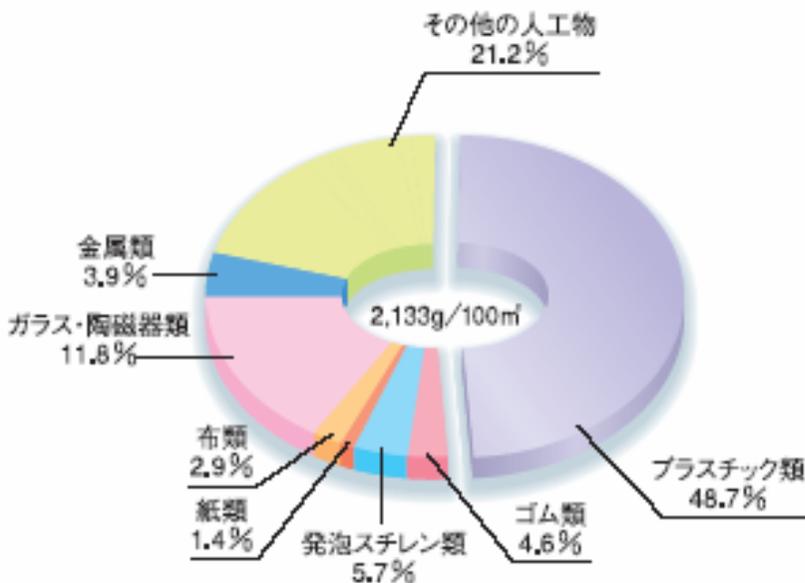
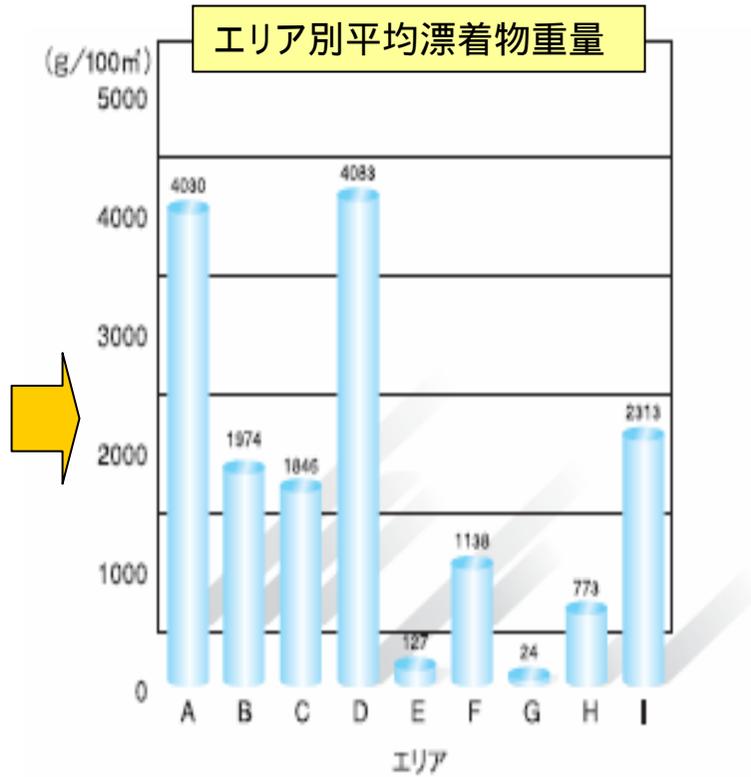
NOWPAP等を通じて、国際プロジェクトとして共同事業等を実施

日本付近の海流について

我が国は、黒潮、親潮、対馬海流などの強い海流の下流側に位置しており、諸外国で発生したゴミが漂着しやすい。



日本海・黄海沿岸の海辺の漂着物調査(2003年度)



海外からの漂着物

調査を行った日本国内の海岸(26海岸)中23海岸で外国からのものと推察される漂着物が採集された。その割合は、当該調査で採集された漂着ごみの総量の2.6%(重量比)。

漂着物の平均分類別重量割合

(出典)
環日本海環境協力センター
富山県生活環境部 調べ

考え方

環境への取組を通じ地域コミュニティが活性化し、地域コミュニティの活力が環境保全への取組を生むことを目指す

施策の方向性

環境保全の組織、ネットワークづくり

人材活用、コミュニティビジネス等持続可能な取組の推進

- ・コミュニティ・ファンドを活用した環境保全活動の推進
- ・表彰等を活用した環境保全活動の推進
- ・地球環境基金を活用した環境保全活動の推進

地方環境パートナーシッププラザの運営等を通じ、多様な主体によるネットワーク形成のための場づくりの推進

環境保全に関する活動に対する資金面を含めた支援の推進

地域の環境資源や特長を活かした地域づくり

効果的な手法事例を収集・整理・分析し、情報提供を実施

歴史・文化も含めた様々な環境資源を適切に保全するとともに、それらの持続的な活用を行う取組の促進

- ・エコツーリズムの普及・定着の推進
- ・里地・里山保全活動の推進

民間環境保全団体の活動分野 (上位5分野)

調査回答団体数：
4,463団体

活動分野	団体数	構成比(%)
環境教育	1,941	43.49
自然保護	1,761	39.46
まちづくり	1,405	31.48
森林の保全・緑化	1,124	25.18
美化清掃	1,003	22.47

(注)複数回答であるため
合計は100%にはならない

(出典)平成18年版環境
NGO総覧

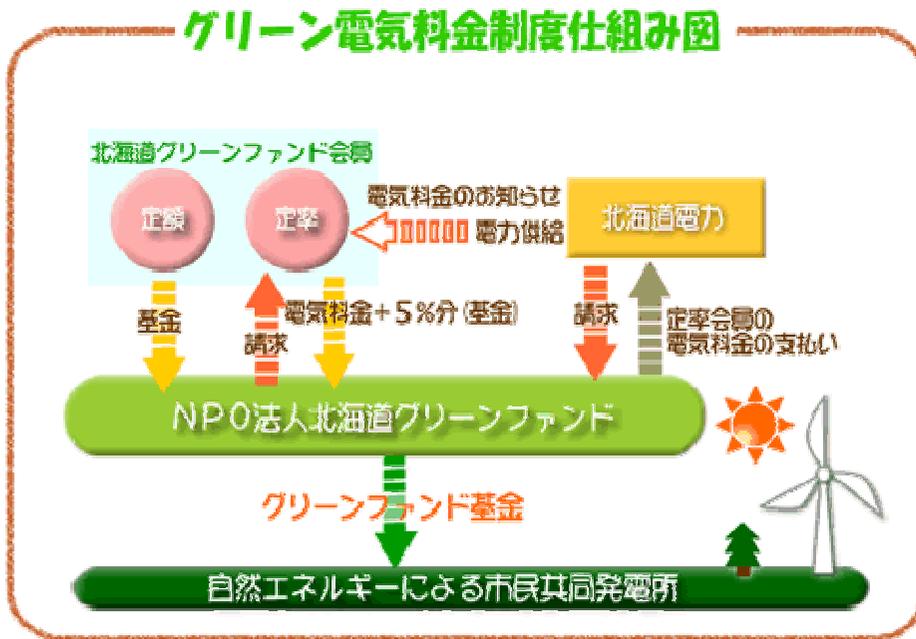
持続可能な地域の形成のための施策その1

コミュニティ・ファンド等を活用した環境保全活動促進事業

地域において社会的に価値のある事業に対し出資等を行うコミュニティ・ファンドが、環境面や社会面を適切に評価した上で出資等を行う事業を決定できるよう、コミュニティ・ファンドに対し、評価手法の検証等を通じた支援を実施。

コミュニティ・ファンドの例(北海道グリーンファンド)

グリーン電気料金制度で積み立てた基金と市民からの出資により、これまで4基の市民風車(風力発電所)を建設



(出典) NPO法人北海道グリーンファンドHP

地方環境パートナーシップ推進費

地域における環境保全活動等に関する情報提供やNPOと自治体、企業、市民等のパートナーシップ促進の拠点として設置している「地方環境パートナーシップオフィス」において、対話の場づくり、地域での活動の紹介、環境情報の提供・普及等を実施。

地方環境パートナーシップオフィス

情報センター 機能

- ・環境関連の書籍・資料の収集・提供
- ・各主体の取組に関する情報の収集・提供

拠点機能

- ・会議スペースの提供
- ・各種イベントの開催

助言・相談 機能

- ・相談窓口の設置
- ・環境教育等に関する助言

地域の環境パートナーシップを形成

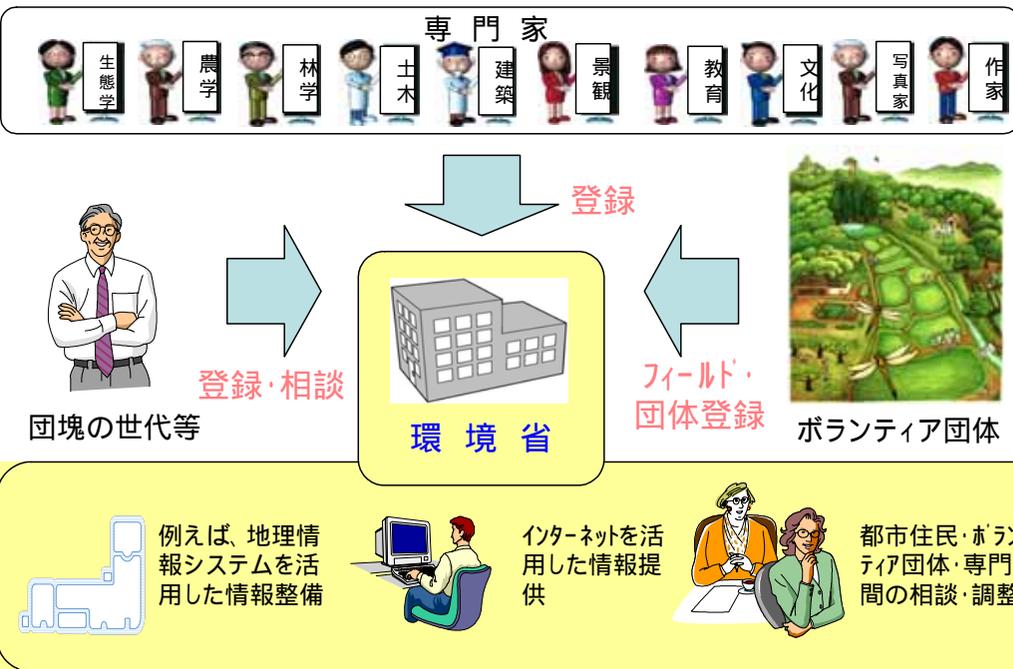
各地域のパートナーシップオフィスが相互に協力連携

全国レベルでのパートナーシップを促進

持続可能な地域の形成のための施策その2

地域の担い手育成支援のための里地里山・里親プラン事業

- 〜 フィールド・ボランティア登録、専門家紹介・研修制度 〜
- + 団塊の世代の都市住民等にボランティア活動場所を相談・斡旋
- + 環境保全活動を適切にアドバイスできる専門家の紹介等
ボランティア希望者に基本的技術習得の機会を提供



関係各者の円滑な調整



ボランティア団体とボランティア希望者がマッチング



専門家による環境保全手法の指導

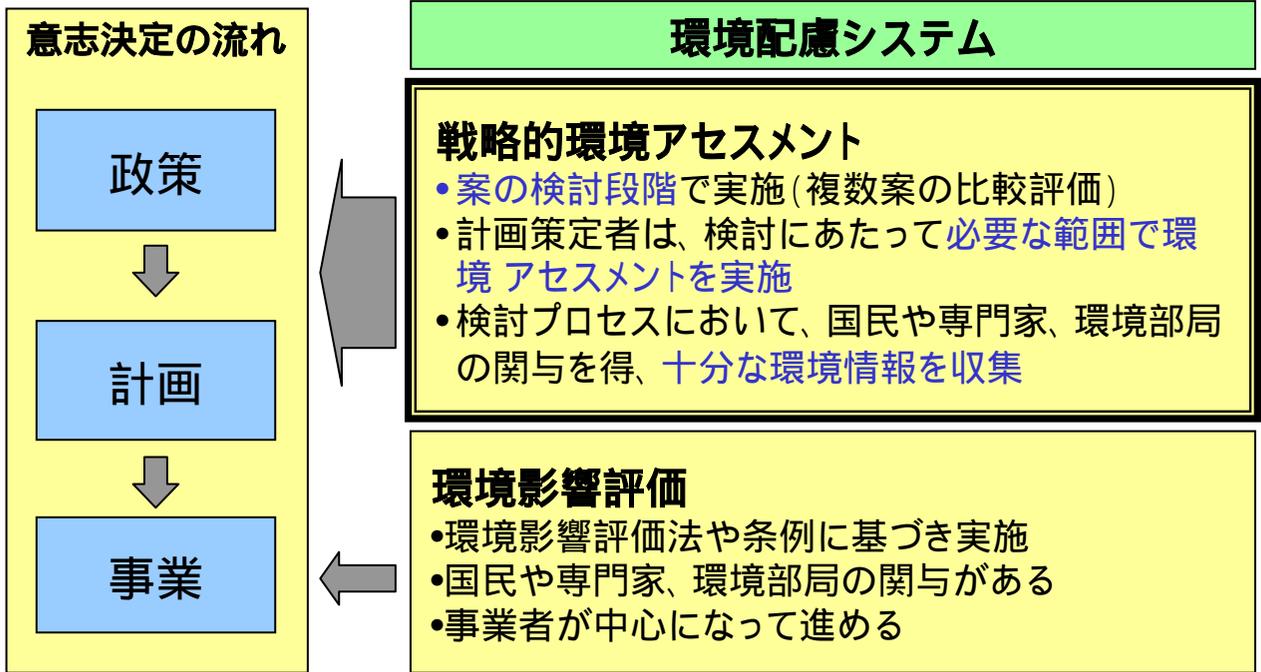


ボランティア希望者が講習会で基本的技術を習得

社会資本整備における計画段階からの環境配慮

戦略的環境アセスメント(SEA)の考え方

国土形成計画及びそれに関連する計画の策定において、各計画の段階に応じた環境影響の予測・評価を実施し、適切な環境配慮に取り組む。



諸外国・地方公共団体におけるSEAの取組状況

- 【アメリカ】国家環境政策法(1969年)
- 【カナダ】閣議指令(1990年,1999年,2004年)
- 【欧州連合(EU)】SEA指令(2001年採択・発効)
 - 2005年7月時点で16カ国が導入
- 【オランダ】環境管理法(1987年,1997年)、環境テスト(1995年,2002年)
- 【イギリス】SEA規則(2004年)
- 【ドイツ】環境影響評価法(2005年)
- 【フランス】SEA大統領令(2006年)
- 【韓国】環境政策法(1999年,2005年)
- 【中国】環境影響評価法(2003年)

- 【埼玉県】埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱(平成14(2002)年3月)
- 【東京都】計画段階環境影響評価制度の条例化(平成15(2003)年1月)
- 【広島市】多元的環境アセスメント実施要綱(平成16(2004)年4月)
- 【京都市】京都市計画段階環境影響評価要綱(平成16(2004)年10月)
- その他、35都道府県・政令指定都市で、導入を検討、或いは関連する取組を実施中(平成18(2006)年6月末現在)

SEAの共通的なガイドライン

環境影響評価法の対象事業（道路、空港、ダム、発電所等）を中心に、事業の位置・規模等の計画段階において適切な環境配慮がなされるよう、

環境影響の評価の手法

評価の客観性を担保するための手続

等についてSEAの共通的なガイドラインの作成を検討中（今年度中目途）。

計画や政策の策定や実施に対する環境配慮の組み込みの要請

行政の意思決定におけるアカウンタビリティ確保の取組の進展

透明で客観的な環境配慮プロセスの提供

SEAガイドライン

共通的な評価の方法、手続等について記述

計画策定者

環境に配慮した
計画の策定

環境面からの
評価を記した
文書の作成

配慮すべき
環境情報の提供

計画の環境影響評価の科学的・客観的な妥当性の確保

情報交流の
ベースの提供

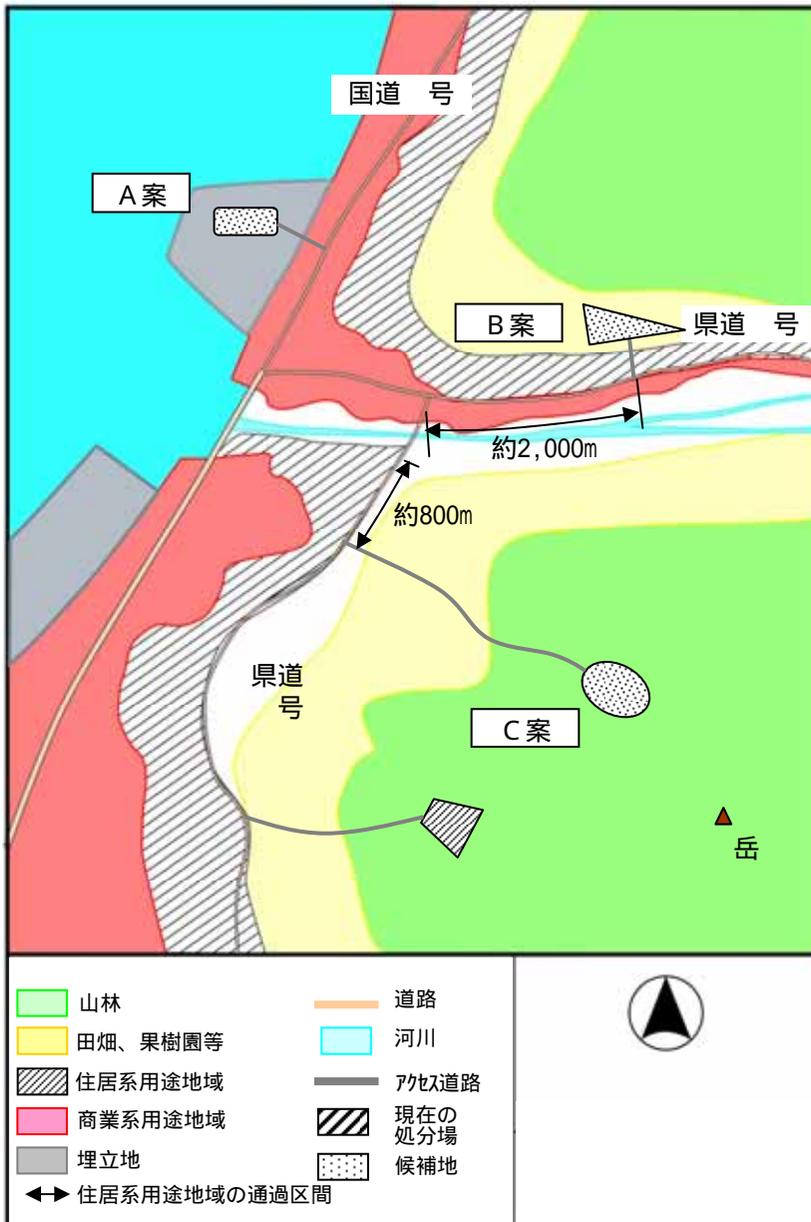
公衆

専門家

環境担当
部局

事業の位置・規模等の検討段階における評価のイメージ

評価項目		A案	B案	C案
環境影響の程度				
	× × ×			
留意すべき環境影響				
環境保全施策との整合性	* * * *			
	+ + + +			



地域の土地利用の状況と複数案】

考え方

アジアの経済の急速な発展は、エネルギーや資源のみならず、環境負荷の増大を通じ、地球環境の危機を将来するおそれがある。その危機を克服し、克服の努力を新たな発展の機会に変えていくことが重要。

「情報」、「技術」、「人づくり」、「ライフスタイル」の4つの視点でアジア大の政策協調と経済活動のグリーン化を目指す (**アジア環境行動パートナーシップ構想**)

施策の方向性

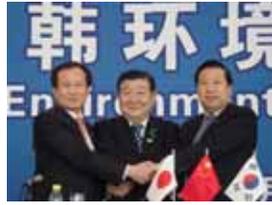
アジアにおける環境管理の枠組みを構築し、交流・連携を推進する。

日中韓三カ国環境大臣会合 (TEM M) やアジア太平洋環境会議 (エコアジア) を通じた **包括的な政策対話**

個別分野ごとの環境協力の強化 (アジア諸国内の環境汚染対策支援、国境を越える環境汚染への対応、経験豊富な団塊世代を中心とした人材づくり)

アジアにおける環境協力

包括的な政策対話



日中韓三カ国環境大臣会合 (TEMM) 2006.12.

気候変動問題に対し、国際社会の共同行動の必要を確認。黄砂、漂流・漂着ゴミなどについても更に協力。

個別協力

アジア諸国内の環境汚染対策を支援

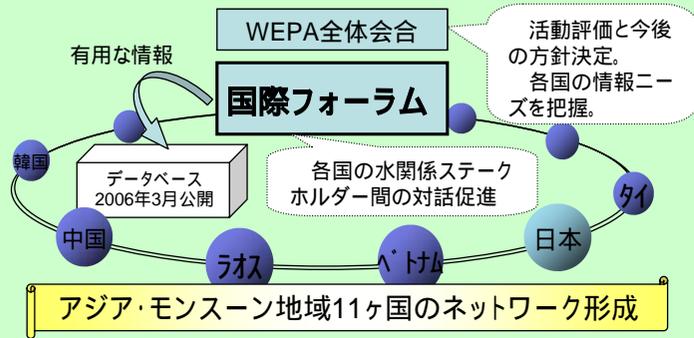
化学物質

アジア各国でも化学物質管理の重要性が増加しているが、規制や基準、実施体制は不統一なことから、国際的取組が必要。

化学物質管理に関する情報交換ネットワークの構築
東アジア残留性有機汚染物質モニタリングの実施 (DDT、PCBなど)

水環境管理

アジア水環境パートナーシップ (WEPA)



日本のイニシアティブにより、情報基盤の整備と人材育成を一体的に展開。

2007年12月には、国家首脳級の「アジア太平洋水サミット」が日本で開催。

交通公害

環境的に持続可能な交通 (EST)



日本と国連地域開発センター (UNCRD) のイニシアティブで、2005年からアジアEST地域フォーラムを開催し、政府ハイレベルによる政策対話を継続。

2007年4月にはアジア市長レベルによる国際会議を開催し、それらの相乗効果により取組を強化。



アジア太平洋環境会議 (エコアジア)

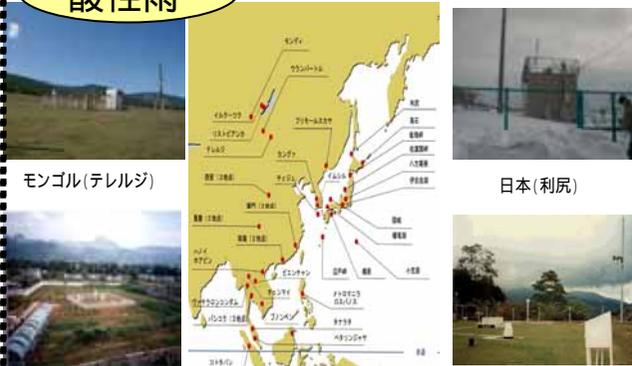
1991年から開催。アジア太平洋地域で行動重視型のパートナーシップを促進。

国境を越える環境汚染への対応

海洋汚染

漂流・漂着ゴミ問題に関し、2006年から2年間の特別プログラムを実施。地域内のワークショップ開催・地域戦略の作成等を実施。

酸性雨



ベトナム(ホアビン)
次のステップとして、2008年に向けEANETの地域協定化も視野に入れた議論を開始。

地球環境の保全

温暖化対策

先進国と途上国が共同で温室効果ガス削減事業を実施し、その排出削減(クレジット)を先進国が自国の目標達成のために利用できる制度。いわば、途上国と先進国が Win-Win で進める地球温暖化対策。

先進的なCDM案件を発掘
途上国におけるCDM案件実施・審査能力の向上を支援
我が国のクレジット取得を通じた事業を推進

生物多様性保全

渡り鳥や海生生物などの国境を越えた生物多様性保全のための連携の推進。

二国間渡り鳥保護条約・協定、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ

国際サンゴ礁イニシアティブの下でのサンゴ礁モニタリングネットワークの推進及び、サンゴ礁保護区のデータベースの構築